

## 平成 19 年 12 月期 (平成 19 年 7 月 1 日 ~ 平成 19 年 12 月 31 日) 決算短信

平成 20 年 2 月 18 日

不動産投信発行者名 フロンティア不動産投資法人  
 コード番号 8964  
 代表者 執行役員 西方 俊平

上場取引所 東証  
 URL <http://www.frontier-reit.co.jp/>

投資信託委託業者名 フロンティア・リート・マネジメント株式会社  
 代表者 代表取締役社長 戸谷 眞一  
 問合せ先責任者 財務部長 前田 泉 TEL 03-3588-1440

有価証券報告書提出予定日 平成 20 年 3 月 28 日  
 分配金支払開始予定日 平成 20 年 3 月 11 日

(金額は百万円未満を切捨て)

## 1. 平成 19 年 12 月期の運用、資産の状況 (平成 19 年 7 月 1 日 ~ 平成 19 年 12 月 31 日)

## (1) 運用状況

(%表示は対前期増減比)

	営業収益		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19 年 12 月期	3,667	(2.2)	1,993	(1.3)	1,971	(0.9)	1,970	(0.9)
19 年 6 月期	3,587	(3.4)	1,968	(1.9)	1,954	(2.3)	1,953	(2.3)

	1 口当たり 当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	営業収益 経常利益率
	円	%	%	%
19 年 12 月期	17,845	3.3	2.0	53.8
19 年 6 月期	17,692	3.2	2.0	54.5

## (2) 分配状況

	1 口当たり分配金 (利益超過分配金は含まない)	分配金総額	1 口当たり 利益超過分配金	利益超過 分配金総額	配当性向	純資産 配当率
	円	百万円	円	百万円	%	%
19 年 12 月期	17,845	1,970	0		99.9	3.2
19 年 6 月期	17,693	1,953	0		100.0	3.2

(注) 配当性向、純資産配当率については小数点第 1 位未満を切捨てにより表示しています。

## (3) 財政状態

	総資産額	純資産額	自己資本比率	1 口当たり純資産額
	百万円	百万円	%	円
19 年 12 月期	99,694	60,552	60.7	548,486
19 年 6 月期	97,648	60,535	62.0	548,331

(参考) 自己資本 平成 19 年 12 月期 60,552 百万円 平成 19 年 6 月期 60,535 百万円

## (4) キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
19 年 12 月期	2,788	3,001	152	3,052
19 年 6 月期	2,936	2,330	108	3,418

## 2. 平成20年6月期の運用状況の予想(平成20年1月1日~平成20年6月30日)

( %表示は対前期増減比)

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	1口当たり分配金 (利益超過分配金 は含まない)	1口当たり利益 超過分配金
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %	円	円
20年6月期	4,298(17.2)	2,328(16.8)	2,240(13.7)	2,239(13.7)	17,900	-

(参考)1口当たり予想当期純利益(通期) 17,900円

## 3. その他

## (1) 会計方針の変更

会計基準等の改正に伴う変更	無
以外の変更	無

## (2) 発行済投資口数

期末発行済投資口数(自己投資口を含む)	平成19年12月期	110,400口	平成19年6月期	110,400口
期末自己投資口数	平成19年12月期	0口	平成19年6月期	0口

(注)1口当たり当期純利益の算定の基礎となる投資口数については33ページ「投資口1口当たり情報」をご覧ください。

## 運用状況の予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

上記予想数値は一定の前提条件の下に算出した現時点のものであり、様々な状況の変化等により実際の当期純利益、分配金等の運用状況は変動する可能性があります。また、本予想は分配金の額を保証するものではありません。前提条件については、21ページ記載の「平成20年6月期 運用状況の予想の前提条件」をご覧ください。

## 1. 投資法人の関係法人

最近(平成19年6月期)の有価証券報告書(平成19年9月21日提出)における記載について、当期は重要な変更はありませんが、決算日以降に一部変更があります。詳細は、後記54ページ【投資法人の関係法人】をご参照ください。

## 2. 運用方針及び運用状況

### (1) 運用方針

最近(平成19年6月期)の有価証券報告書(平成19年9月21日提出)における記載について、当期は重要な変更はありませんが、決算日以降に一部変更があります。詳細は、後記「(2)運用状況 次期の見通し A.今後の運用方針 (イ)今後の投資方針と成長戦略」をご参照ください。

### (2) 運用状況

#### 当期の概況

##### A. 投資法人の主な推移

フロンティア不動産投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)に基づき、フロンティア・リート・マネジメント株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)を設立企画人として、平成16年5月12日に設立され、同年8月9日にその発行する投資証券が株式会社東京証券取引所不動産投資信託市場に上場(銘柄コード8964)しました。

本投資法人は中長期にわたる安定的な収益の確保を目指し、主として全国の商業施設の用途に供されている不動産等(信託財産としての不動産を含みます。以下同様とします。)を投資対象とする「商業施設特化型REIT」です。本投資法人は、平成19年12月期(以下「当期」といいます。)末日現在で設立から3年半が経過し、着実に運用実績を積み重ねた結果、合計11物件の不動産等(取得価格総額99,948百万円)を運用しています。また、発行済投資口総数は110,400口となっています。

##### B. 投資環境と運用実績

我が国の経済は、米中を中心とした海外の好景気の恩恵を受けた外需が引き続き好調であったことに加え、個人消費も堅調な動きだったことから、平成19年の実質経済成長率は2.1%を達成しました。しかしながら、今夏に顕在化した米国のサブプライムローン問題は、日本国内への直接的な影響は限定的だったものの、世界的なリスクマネーの収縮を招き金融マーケットには資金フローの変化を起こしました。一方、原油市場には投機的な資金が流入し原油価格が急上昇しました。

不動産マーケットでは、全般的には不動産価格の上昇に一服感が見られましたが、都心の一部優良立地の物件には路線価の数倍での取引事例も見られるなど、希少価値がある物件へのニーズは依然として強い状況でした。また、平成19年11月には所謂改正まちづくり三法が施行されましたが、当該法律の施行を背景として、中心市街地活性化を図るため大規模商業店舗の出店を独自に規制する自治体も目立ち、一部地域において新規の商業開発が減速傾向にあります。

このような状況下、本投資法人は、中長期安定収益の確保を目指して、日本たばこ産業株式会社(以下「JT」といいます。)から、平成19年11月8日に「ジョイフルタウン鳥栖(底地)」を取得いたしました。本物件は土地のみですが、商圈に一定のポテンシャルがあることや交通の要衝地である等、立地面での優位性があることがその取得理由です。賃借人は本物件上の建物の所有者である大和リース株式会社であり、賃貸借期間は20年間の長期契約となっています。

当期末日現在におけるポートフォリオ全体の賃貸状況については、イオン株式会社等の優良テナントと中長期的な契約(賃料ベースで全体の7割超が残存契約年数10年超)を締結しており、稼働率も100%を維持しています。

### C. 資金調達概要

当期において、既存の短期借入の借換えに加え、新規物件取得に際し、新たに18億円の短期借入を行いました。当期末日現在の借入残高は短期借入金が66億円となっております。

また、本投資法人は、資金調達の多様性・機動性を保持するため、平成18年12月26日付で発行体格付けを取得しております。当期末日現在の格付けの概要は下記のとおりです。

格付機関	格付対象	格付	見通し
スタンダード&プアーズ(S&P)	長期会社格付け	A+	安定的
	短期会社格付け	A-1	安定的
ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)	発行体格付け	A1	安定的

### D. 業績及び分配

上記のような運用の結果、当期の実績として営業収益3,667百万円、営業利益1,993百万円となり、経常利益は1,971百万円、当期純利益は1,970百万円となりました。

分配金につきましては、税制の特例(租税特別措置法第67条の15)の適用により、利益分配金の最大額が損金算入されることを企図して、投資口1口当たりの分配金が1円未満となる端数部分を除く当期末処分利益の全額を分配することとし、この結果、投資口1口当たりの分配金は17,845円となりました。

### 次期の見通し

平成20年度の政府経済見通しによれば、我が国経済の実質成長率は2.0%程度の上昇を見込んでいますが、米国の景気減速のほか、国内では改正建築基準法による住宅投資への影響等、先行きに不透明感があることは事実です。小売業界では川上の素原材料価格の上昇分を小売価格に転嫁する動きも少しずつ見え始めていますが、家計に価格上昇の負担余力があるかは定かではなく、小売業者の採算性改善は依然厳しい状況です。

商業不動産については、サブプライム問題の余波がREIT市場のみならず、場合によっては現物不動産市場にも及ぶ可能性があります。優良物件の不足感や取得競争の激化は続いていくと思われます。

このような投資環境の中、本投資法人は以下の方針に基づき、中長期的な安定収益の確保を目指した運用を行ってまいります。

### A. 今後の運用方針

本投資法人は、JTから、パイプライン契約を活用すること等により、本書の日付現在、11物件(以下「取得済資産」といいます。)の不動産等を取得しており、更に、平成20年2月19日に1物件(ゆめタウン広島)(以下「取得予定資産」といいます。)の取得を予定しています。しかしながら、本投資法人の設立当初14あったJT所有の閉鎖済工場又は閉鎖予定工場については、まちづくり三法の改正の影響等により、商業施設の開発計画が中止されたものも含め、取得済資産、取得予定資産、旧上田工場物件(以下に定義されます。)及び旧高松工場以外については更地売却等による第三者への譲渡が完了しており、外部成長が喫緊の課題であると認識してきました。

また、本投資法人は、まちづくり三法の改正の影響により大規模商業物件の開発が難しくなることから、取得済の商業施設の魅力が相対的に増すことになると考えています。そのため、本投資法人は、取得済資産の魅力度・利便性等の向上による内部成長の達成に、今後より一層注力していく必要があると認識してきました。

上記のような本投資法人を取り巻く環境下において、本投資法人は、新たに三井不動産株式会社(以

下「三井不動産」といいます。)と以下に記載する一連の取組み(以下、「本取組み」といいます。)を実行することにより、三井不動産が有する商業施設物件の開発力、運営力、リーシング力を、本投資法人の新規物件取得、既存物件の魅力度・利便性等の向上に活用でき、本投資法人の更なる外部成長、内部成長に資するものと考えています。

本投資法人及び本資産運用会社は、本取組みについて、極めてメリットのあるものであること、また投資主価値の最大化に資するものであると認識し、平成20年2月18日付けで三井不動産と合意に至りました。

#### (イ) 今後の投資方針と成長戦略

本投資法人は、引き続き、中長期にわたり安定的な収益を確保し、分配金を安定的に配当していくとともに、着実な運用資産の成長を目指します。そのために、これまで以上に商圈特性や地域、物件タイプ等の多様化・分散化による外部成長と商業施設運営力を活かした内部成長に着目して、ポートフォリオの構築を目指します。

具体的には、三井不動産等より物件取得優先交渉権の付与を受けた後記( )記載の物件を取得対象とすることにより、売上歩合型賃料の物件やアウトレットモールなどの多様性のある物件を一部取り入れ、引き続き分配金を安定的に配当していくための収益基盤を構築します。

かかる収益基盤の構築の後、資産規模の更なる拡大にあたり、より多様化・分散化されたポートフォリオの構築を検討します。商業施設への投資で最も重要な要素であるとする「商圈」に着目し、都心立地から郊外立地、広域型ショッピングセンター(RSC)から近隣型ショッピングセンター(NSC)、アウトレットモールといった幅広い商圈特性・物件タイプへの投資を目指します。また、安定的な収益構造を有するテナントへの一括賃貸・固定賃料型の物件に加え、売上歩合型賃料やパススルー型賃料など運営管理による収益成長が期待できる収益構造の物件にも投資し、安定性と成長性のバランスに配慮したポートフォリオの構築を図ります。

上記の実現のため、本資産運用会社の有する従来の能力に加え、三井不動産が有する物件取得及び商業施設の運営管理に関するノウハウやネットワークを積極的に活用していく考えです。

#### ( ) 物件取得優先交渉権の付与

本投資法人、本資産運用会社及び三井不動産その他以下に記載する各社は、本書の日付現在、優先交渉権付と契約書及び物件売却に関する基本合意書を締結しており、本投資法人は、同契約書及び同合意書に基づき、下記物件について優先交渉権を付与されています。

物件名	所在地	締結先	優先交渉期間
三井アウトレットパーク入間	埼玉県入間市	三井不動産	平成20年12月31日まで
ララガーデン春日部	埼玉県春日部市	三井不動産	
WV SAKAE (ウーヴ サカエ)	愛知県名古屋	サカエデベロップメント株式会社* 三井不動産投資顧問株式会社	
クイーンズ伊勢丹杉並桃井店	東京都杉並区	三井不動産	
マックスパリュ田無芝久保店	東京都西東京市	三井不動産	

\* 三井不動産が出資する商業施設の取得、保有及び処分を目的とした特別目的会社です。

各物件の売買価格、取得時期等は未定です。物件の取得に当たっては、必要なデューデリジェンスを行った上で、本資産運用会社の利害関係人等取引規程に則り意思決定を行います。なお、本投資法人は、JT 旧上田工場敷地の一部(所在地 長野県上田市天神三丁目5番8号、敷地面積約70,000 m<sup>2</sup>。)及び当該土地上に建築される建物(以下、併せて「旧上田工場物件」といいます。)及び上記物件について優先交渉権を付与されていますが、必ずしもこれらの物件を取得できるとは限りません。

## ( ) 物件取得に関する三井不動産とのアドバイザリ契約締結

本資産運用会社及び三井不動産は不動産等の取得に関するアドバイザリ契約書を締結しています。かかる契約は、本投資法人の不動産等の取得及び取得検討に関するアドバイザリ業務を三井不動産が本資産運用会社に対して行うものであり、その内容は、以下の事項についての情報提供及びアドバイス行為です。

- 不動産等の賃貸収支の状況
- 不動産等の所有権、抵当権等の権利関係の状況
- 不動産等の所有者等関係者の状況
- 不動産等の賃貸借契約状況及び動向
- 不動産等に含まれる建物管理の状況
- 権利関係、法令制限、利用制限等の状況
- 一般不動産マーケット・一般商業施設動向等
- その他

## ( ) 商業施設の運営管理に関しての三井不動産等のノウハウ活用

本投資法人は三井不動産との間でSCマネジメント基本契約書を締結し、商業施設の運営管理に関して三井不動産のノウハウを活用します。「SCマネジメント」とは、いわゆるプロパティマネジメント業務に加え、その他の多岐にわたる業務及びノウハウ等、商業施設における総合的なマネジメント業務を三井不動産が提供するものです。その内容は、商圈や競合店動向等商業施設を取りまく環境の把握分析、テナント動向把握、運営管理全般の企画・計画立案・マネジメント、テナントのリーシング・契約管理・窓口業務、管理会社等の監督・契約管理、資産保全、会計及び経理補助等を含む商業施設の運営管理についての業務及びノウハウで、これにより中長期的な資産価値の維持及び成長を目指すものです。

今後物件毎に詳細な業務内容等を定めたSCマネジメント契約を締結し、今後取得する物件をはじめとして、本投資法人の既存物件にも順次導入する予定です。

## ( ) 本資産運用会社における株主異動と今後の運用体制

本取組みの一部として、本資産運用会社は、三井不動産がJTから本資産運用会社の発行済株式のすべてを取得することを、平成20年2月18日付けで承認いたしました。本資産運用会社は、今後開催予定の臨時株主総会において商号を三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社(仮称)に変更する予定です。

本資産運用会社の株式譲渡に伴い、JTは本資産運用会社の株主ではなくなりますが、本資産運用会社は利害関係人等取引規程を変更し、株主の地位を失ってから2年が経過していない者について、本資産運用会社の株主とみなすこととしました。それにより、本資産運用会社は、JTを、今後少なくとも2年間、利害関係人等取引規程上の利害関係人等として取り扱うこととなります。

また、本資産運用会社の株式譲渡に伴い、パイプライン契約は、平成20年2月18日付で合意解約されました。かかる合意解約にかかわらず、本投資法人、本資産運用会社及びJTは、JTがパイプライン契約に基づき本資産運用会社に対して付与していた旧上田工場物件の取得に関する優先交渉権の付与について、引き続き効力を有することを確認しています。

## (口) 資金の有効活用と財務の安定化の推進

本投資法人がテナントから預かる敷金・保証金は当期末日現在314億円となっております。敷金は契約満了時あるいはテナント退去時に諸経費と相殺の上無利息で返還します。保証金は賃貸借契約開始時又は一定期間経過した後で段階的に返還(一部有利子)することになってはいますが、それまでは双方とも活用可能な資金です。本投資法人は今後資産を取得する際にも、敷金・保証金を最大限に有効活用し、有利子負債比率を相対的に低位な水準に収めます。その他有利子負債としては、当期末日現在、短期の銀行借入が66億円ありますが、リファイナンスや新たな資金調達にあたっては、マーケット環境・金融情勢等を鑑みながら、銀行借入以外にも投資法人債又は新投資口の発行等最適な調達手段を模索します。



なお、最近(平成19年6月期)の有価証券報告書(平成19年9月21日提出。以下、「参照有価証券報告書」といいます。)の日付以降に変更又は追加となった箇所は\_\_罫で示しています。

#### 投資証券の商品性に関するリスク

##### (イ) 投資証券の市場価格の変動に関するリスク

本投資法人の投資口は、投資主からの請求による払戻しを行わないクローズド・エンド型であるため、投資主が本投資証券を換価する手段は、第三者に対する売却に限定されます。

本投資証券の市場価格は、取引所における投資家の需給により影響を受けるほか、金利情勢、経済情勢、不動産市況その他市場を取り巻く様々な要因の影響を受けて変動します。

そのため、本投資証券を取得した価格で売却できない可能性があり、その結果、投資主が損失を被る可能性があります。

##### (ロ) 金銭の分配に関するリスク

本投資法人は参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (3) 配分方針」に記載の配分方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無及びその金額は、いかなる場合においても保証されるものではありません。

##### (ハ) 収入及び支出の変動に関するリスク

本投資法人の収入は、本投資法人が取得・保有する不動産及び不動産を裏付けとする資産の当該裏付け不動産(以下、本項において裏付け不動産を含めて「不動産」といいます。)の賃料収入に主として依存しています。不動産に係る賃料収入は、不動産の稼働率の低下、売上歩合賃料が採用されている場合のテナントの売上減等により、大きく減少する可能性があるほか、賃借人との協議や賃借人からの請求等により賃料が減額されたり、契約通りの増額改定を行えない可能性もあります(なお、本書において開示されている保有不動産に関して、売上歩合賃料が採用されている賃貸借契約は締結されていません。これら不動産に係る賃料収入に関するリスクについては、後記「不動産及び信託の受益権に関する法的リスク (ロ) 賃貸借契約に関するリスク」をご参照下さい。)。また、当該不動産に関して締結される賃貸借契約に基づく賃料が、一般的な賃料水準に比して適正な水準にあるとは限りません。

一方、収入の減少だけでなく、退去するテナントへの預り敷金及び保証金の返還、多額の資本的支出、不動産の取得等に要する費用、その他不動産に関する支出が状況により増大し、キャッシュ・フローを減ずる要因となる可能性があります。

このように、不動産からの収入が減少する可能性があるとともに、不動産に関する支出は増大する可能性があり、これら双方又はいずれか一方の事由が生じた場合、投資主への配分金額が減少したり、本投資証券の市場価格が下落することがあります。

なお、本投資法人の保有に係る不動産の過去の収支状況は、将来の収支を保証するものではなく、大幅に異なることとなる可能性があります。

##### (ニ) 投資主の権利が必ずしも株主の権利と同一ではないことについて

投資法人の投資主は、投資主総会を通じて、投資法人の意思決定に参画できる他、投資法人に対して一定の権利を行使することができますが、かかる権利は株式会社における株主の権利とは必ずしも同一ではありません。たとえば、金銭の分配に係る計算書を含む投資法人の計算書類等は、役員会の承認のみで確定し(投信法第131条第2項)、投資主総会の承認を得る必要はないことから、投資主総会は、必ずしも、決算期毎に招集されるわけではありません。また、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案について賛成するものとみなされます(投信法第93条第1項、規約第14条第1項)。更に、投資法人は、資産の運用に係る業務その他の業務を本資産運用会社その他の第三者に委託しています。これらの要因により、投資主による資産の運用に係る業務その他の業務に対する統制が効果的に行えない可能性もあります。



## (ホ) 投資口の追加発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク

本投資法人は、投資口を随時追加発行する予定ですが、かかる追加発行により既存の投資主の保有する投資口の持分割合が減少します。また、本投資法人が計算期間中に投資口の追加発行を行った場合には、既存の投資主は、追加発行がなかった場合に比して、悪影響を受ける可能性があります。

更に、追加発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの価値や市場における需給バランスが影響を受ける可能性があります。

## (ヘ) 投資証券の市場での取引に関するリスク

本投資証券の上場は、本投資法人の資産総額の減少、投資口の売買高の減少その他の東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に抵触する場合には廃止されます。

本投資証券の上場が廃止される場合、投資主は、保有する本投資証券を相対で譲渡する他に換金の手段がないため、本投資法人の純資産額に比して相当に廉価で譲渡せざるを得ない場合や本投資証券の譲渡自体が事実上不可能となる場合があり、損害を受ける可能性があります。

## 本投資法人の運用方針に関するリスク

## (イ) 投資対象を商業施設に特化していることによるリスク

本投資法人は、不動産の中でも、郊外型商業施設及び都心型商業店舗ビル等を主たる投資対象としています。

したがって、本投資法人の業績は、消費者の全体的な消費傾向、小売産業の全体的動向、本投資法人が保有する商業施設の商圈内の競争状況、人口動向等に大きく依存しているといえます。場合によっては、テナントが、賃料を約定通り支払うことができなくなったり、賃貸借契約を解約して又は更新せずに退店したり、賃料の減額請求を行ったりする可能性があります。これらの要因により、本投資法人の収益は悪影響を受ける可能性があります。

なお、将来、本投資法人が、テナントとの間で売上歩合賃料を採用した場合、賃料は変動賃料となりますので、テナントの売上減少が、賃料収入に直接的な悪影響を与えることになります。

## (ロ) 少数のテナントに依存していることによるリスク

本投資法人の保有する不動産のうち相当部分は、国内大手小売業であるイオン株式会社及び株式会社マイカルなどの少数のテナントへ賃貸されており、本投資法人の収入は、かかるテナントに大きく依存しています。これらのテナントの営業状況、財務状況が悪化し、賃料支払が遅延したり、物件から退去した場合には、本投資法人の収益等に大きな悪影響が生じる可能性があります。

## (ハ) シングル・テナント物件に関するリスク

本投資法人の保有する不動産の多くは、単一のテナントへ物件全体を賃貸するいわゆるシングル・テナント物件となっており、核となる大規模テナントが存在しています。

一般的に、商業施設において核となる大規模テナントは、賃貸借期間が長く賃貸借解約禁止期間が設定されている場合もあるので、退去する可能性は比較的低いものの、万一退去した場合、物件の稼働率は大きく減少することになり、また、代替テナントとなりうる者が限定されているために、代替テナントが入居するまでの空室期間が長期化し、代替テナント確保のために賃料水準を引き下げざるを得なくなることがあり、その結果、賃料収入が大きな影響を受ける可能性があります。

## (ニ) 優先交渉権付与の対象となっている物件の取得が行えないリスク

本投資法人は、日本たばこ産業株式会社より旧上田工場物件について優先交渉権を付与されており、また、本資産運用会社及び三井不動産株式会社他との間で、三井不動産株式会社他が保有する商業施設を優先的に取得することを目的として、「優先交渉権付与契約書」及び「物件売却に関する基本合意書」を締結しています。しかし、旧上田工場物件に係る付与、同契約及び基本合意書は、本投資法人に優先交渉権を与えるものにすぎず、日本たばこ産業株式会社及び三井不動産株式会社他は、本投資法人に対して、商業施設を本投資法人の希望する価格で売却する義務を負っているわけでは

ありません。即ち、この付与契約及び基本合意書に則って、本投資法人が適切であると判断する物件を本投資法人が適切な価格で取得できることまでは確保されていません。

したがって、本投資法人は、必ずしも、日本たばこ産業株式会社又は三井不動産株式会社他から、本投資法人が適切であると判断する物件を希望通り取得できるとは限らず、その結果、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考える資産のポートフォリオを構築できない可能性があります。

(ホ) 不動産を取得又は処分できないリスク

不動産投資信託その他のファンド及び投資家等による不動産に対する投資は活発化する傾向にあり、また本投資法人が投資対象とするような不動産の取得競争は激化しているため、必ずしも、本投資法人が取得を希望した不動産等及び不動産対応証券等を取得することができるとは限りません。また、取得が可能であったとしても、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性等もあります。更に、本投資法人が不動産等及び不動産対応証券等を取得した後にこれらを処分する場合にも、テナントとの契約内容によっては、投資採算の視点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性等もあります。その結果、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考える資産のポートフォリオを構築できない可能性があります。

(ヘ) 借入れ及び投資法人債による資金調達に関するリスク

金銭の借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件は、本投資法人の経済的信用力、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、今後本投資法人の希望する時期及び条件で金銭の借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる保証はなく、その結果、予定した資産を取得できなかつたり、予定しない資産の売却を余儀なくされたり、資金繰りがつかなくなる可能性があります。

次に、本投資法人が金銭の借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、当該金銭の借入れ又は投資法人債の発行の条件として、投資主への金銭の分配を制約する等の財務制限条項が設けられたり、運用資産に担保を設定することとなったり、規約の変更が制限される等の可能性があり、このような制約が本投資法人の運営に支障をもたらす、又は投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

更に、借入れ及び投資法人債の金利は、借入時及び投資法人債発行時の市場動向に左右され、変動金利の場合には、その後の市場動向にも左右されます。借入れ及び投資法人債の金利が上昇し、又は、本投資法人の借入額及び投資法人債発行額が増加した場合には、本投資法人の利払額は増加します。このような利払額の増加により、投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

(イ) 三井不動産株式会社への依存、利益相反に関するリスク

三井不動産株式会社は、平成20年3月24日付で、本資産運用会社の発行済株式の全部を保有することとなり、本資産運用会社の役職員の出向元であり、本資産運用会社の取締役及び監査役の兼任先です。また、本資産運用会社は、三井不動産株式会社と不動産等の取得に関するアドバイザリ契約書を締結しています。

即ち、本投資法人及び本資産運用会社は、三井不動産株式会社と資本上、契約上、人的等多岐にわたる関係を有しています。

したがって、本投資法人及び本資産運用会社が三井不動産株式会社との間で、本書の日付現在における関係と同様の関係を維持できなくなった場合には、本投資法人に悪影響が及ぶ可能性があります。

更に、本投資法人や本資産運用会社が、資産運用活動その他を通じて、三井不動産株式会社又は三井不動産株式会社が運用するファンドとの間で取引を行う場合、三井不動産株式会社又は三井不動産株式会社が運用するファンドの利益を図るために、本投資法人の投資主の利益に反する行為を行う可能性もあり、その場合には、本投資法人の投資主に損害が発生する可能性があります。また、三井不動産株式会社は、不動産投資及び運用業務を自ら行い、又は自ら組成する私募ファンド運用を受託する等、様々な形で不動産に関連する業務を行っています。したがって、本投資法人又

は本資産運用会社と三井不動産株式会社とが特定の資産の取得、賃貸借、管理運営、処分等に関して競合する可能性は否定できず、本投資法人の投資主に損害が発生する可能性があります。

(ロ) 本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用を本資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に、それぞれ委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウに依存するところが大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を必ずしも維持できる保証はありません。

また、本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者が、法令上又は契約上負っている善良な管理者としての注意義務(以下「善管注意義務」といいます。)、投資法人のために忠実に職務を遂行する義務(以下「忠実義務」といいます。)、利益相反状況にある場合に投資法人の利益を害してはならない義務その他の義務に違反した場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼし、投資主が損害を受ける可能性があります。

このほかに、本資産運用会社又は本投資法人若しくは運用資産である不動産信託受益権に関する信託受託者から委託を受ける業者として、PM会社、建物の管理会社等があります。本投資法人の収益性の向上のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウに依存するところも大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を必ずしも維持できる保証はありません。これらの者について業務の懈怠その他の義務違反があった場合や業務遂行能力が失われた場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 本投資法人の執行役員及び本資産運用会社の人材に依存しているリスク

本投資法人の運営は、本投資法人の執行役員及び本資産運用会社の人材に大きく依存しており、これらの人材が失われた場合、本投資法人の運営に悪影響をもたらす可能性があります。

(ニ) 本投資法人及び本資産運用会社の歴史が浅いことによるリスク

本投資法人及び本資産運用会社は、それぞれ平成16年5月12日及び平成15年8月26日に設立されました。本投資法人又は本資産運用会社は、過去の実績の累積が十分とはいえず、過去の実績から今後の実績を予測することは困難です。

(ホ) インサイダー取引規制等に係る法令上の禁止規定が存在しないことによるリスク

本書の日付現在、投資法人の発行する投資証券は、上場株式等と異なり、金融商品取引法に定めるいわゆるインサイダー取引規制の対象ではありません。したがって、本投資法人の関係者や取引先が本投資法人に関する重要な事実をその立場上知り、その重要な事実の公表前に本投資証券の取引を行った場合であっても金融商品取引法上はインサイダー取引規制に抵触しません。しかし、本投資法人の関係者が金融商品取引法で禁じられているインサイダー取引に類似の取引を行った場合には、本投資証券に対する投資家一般の信頼を害し、ひいては市場価格の下落や本投資証券の流動性の低下等の悪影響をもたらす可能性があります。

(ヘ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

本投資法人の規約に記載されている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、本投資法人の役員会及び本資産運用会社の取締役会が定めたより詳細な投資方針、運用ガイドライン等については、投資主総会の承認を経ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、これらに変更される可能性があります。

(ト) 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク

本投資法人は、破産法(平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。)(以下「破産法」といいます。)、民事再生法(平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。)(以下「民事再生法」といいます。))及び投信法上の特別清算手続(投信法第164条)に服します。

本投資法人は、投信法に基づいて投資法人としての登録を受けていますが、一定の事由が発生した場合に投信法に従ってその登録が取り消される可能性があります(投信法第216条)。その場合には、本投資証券の上場が廃止され、本投資法人は解散し、清算手続に入ります。

本投資法人が清算される場合、投資主は、すべての債権者への弁済(投資法人債の償還を含みます。)後の残余財産による分配からしか投資金額を回収することができません。このため、投資主は、投資金額の全部又は一部について回収を得ることができない可能性があります。

#### (チ) 敷金及び保証金に関するリスク

商業施設においては、賃借人が多額の敷金及び保証金を長期間にわたって無利息又は低利で賃借人に預託することが多く、本投資法人は、これらの資金を今後も活用することを想定しています。しかし、賃貸市場の動向、賃借人との交渉等により、本投資法人の想定よりも賃借人からの敷金及び保証金の預託額が少なくなり、又は預託期間が短くなる可能性があります。この場合、必要な資金を借入れ等により調達せざるを得なくなり、その結果、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

#### 不動産及び信託の受益権に関する法的リスク

本投資法人の主たる運用資産は、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 投資対象とする資産の種類」に記載の通り、不動産等及び不動産対応証券等です。本投資法人は、本書の日付現在、不動産及び不動産を信託する信託の受益権を保有しています。不動産に関しては、以下に記載する法的リスクが存在します。また、不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産の所有者は、その信託財産である不動産又は裏付けとなる不動産を直接所有する場合と、経済的には、ほぼ同様の利益状況に置かれます。したがって、以下に記載する不動産に関する法的リスクは、不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産についても、ほぼ同様にあてはまります。

なお、信託の受益権特有のリスクについては、後記「(タ) 不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク」をご参照下さい。

#### (イ) 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク

不動産には権利、地盤、地質、構造等に関して欠陥、瑕疵等が存在している可能性があります。本資産運用会社が不動産の選定・取得の判断を行うに当たっては、当該不動産について定評のある専門業者から建物状況評価報告書を取得するなどの物件精査を行うことにしていますが、建物状況評価報告書で指摘されなかった事項について、取得後に欠陥、瑕疵等が判明する可能性もあります。建築基準法等の行政法規が求める所定の手続を経由した不動産についても、建築基準関係規定の求める安全性や構造耐力等を有するとの保証はありませんし、不動産に想定し得ない隠れた欠陥・瑕疵等が取得後に判明するおそれもあります。本投資法人は、状況に応じては、前所有者に対し一定の事項につき表明及び保証を取得し、瑕疵担保責任を負担させる場合もありますが、たとえかかる表明及び保証を取得し、瑕疵担保責任を追及できたとしても、これらの表明及び保証の内容が真実かつ正確である保証はなく、また、瑕疵担保責任の期間及び責任額は一定範囲に限定されるのが通例であり、また、前所有者が解散したり無資力になっているために実効性がない場合もあります。

これらの場合には、当該欠陥、瑕疵等の程度によっては当該不動産の資産価値が低下することを防ぐために買主である本投資法人が当該欠陥、瑕疵等の補修その他に係る予定外の費用を負担せざるをえなくなることがあり、投資主に損害を与える可能性があります。

また、本投資法人が不動産を売却する場合、本投資法人は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。その後の改正を含みます。)(以下「宅建業法」といいます。)上、宅地建物取引業者とみなされるため、同法に基づき、売却の相手方が宅地建物取引業者である場合を除いて、不動産の売買契約において、瑕疵担保責任に関し、買主に不利となる特約をすることが制限されています。従って、本投資法人が不動産を売却する場合は、売却した不動産の欠陥、瑕疵等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなることがあり、投資主に損害を与える可能性があります。

加えて、不動産をめぐる権利義務関係の複雑さゆえに、不動産に関する権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受けたり、第三者の権利を侵害していることが後になって判明する可能性があります。その結果、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

また、我が国の法制度上、不動産登記にはいわゆる公信力がありません。したがって、不動産登記簿に記録された登記事項を信じて取引した場合にも、買主は不動産に係る権利を取得できないことがあります。更に、権利に関する事項のみならず、不動産登記簿に記載された不動産の表示に関する事項が現況と一致していない場合もあります。このような場合、上記と同じく、本投資法人は売主等に対して法律上又は契約上許容される限度で責任を追及することとなりますが、その実効性があるとの保証はありません。

なお、保有するすべての信託受益権に関して、信託契約上、当初委託者である日本たばこ産業株式会社は、信託受託者に対して、信託財産である不動産についての瑕疵担保責任を負担していません。また、保有資産及び第8期取得資産の売主である日本たばこ産業株式会社は、信託受益権譲渡契約上又は不動産売買契約上、本投資法人に対して保有資産及び第8期取得資産についての瑕疵担保責任を負担していません。

#### (ロ) 賃貸借契約に関するリスク

##### ( ) 賃貸借契約の解約リスク、更新がなされないリスク

賃貸借契約において期間中の解約権を留保している場合等には、契約期間中であっても賃貸借契約を終了することが可能であるため、賃借人から賃料が得られることは将来にわたって確定されているものではありません。また、賃貸借契約の期間満了時に契約の更新がなされない場合もあります。このような理由により、稼働率が低下した場合、不動産に係る賃料収入が減少することになります。なお、解約禁止条項、解約ペナルティ条項などを置いて期間中の解約権を制限している場合でも、裁判所によって解約ペナルティが減額されたり、かかる条項の効力が否定される可能性があります。

以上のような事由により、賃料収入が減少した場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

##### ( ) 賃料不払に関するリスク

賃借人が特に解約の意思を示さなくても、賃借人の財務状況が悪化した場合又は破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続その他の倒産手続(以下「倒産手続等」と総称します。 )の対象となった場合、賃貸借契約に基づく賃料支払が滞る可能性があり、この延滞賃料等の債務の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超える状況では投資主に損害を与える可能性があります。

##### ( ) 賃料改定に係るリスク

本投資法人の主たる投資対象である商業施設に関するテナントとの賃貸借契約の期間は、比較的長期間であることが一般的ですが、このような契約においては、多くの場合、賃料等の賃貸借契約の内容について、定期的に見直しを行うこととされています。

この契約の更新の際又は賃料等の見直しの際には、その時々における賃料相場も参考にして、賃料が賃借人との協議に基づき改定されることがありますので、本投資法人が保有する不動産について、本書の日付現在の賃料が今後も維持される保証はありません。賃料改定により賃料が減額された場合、投資主に損害を与える可能性があります。

また、定期的に賃料等を増額する旨の規定が賃貸借契約にある場合でも、賃借人との交渉如何によっては、必ずしも、規定通りに賃料を増額できるとは限りません。

##### ( ) 賃借人による賃料減額請求権行使のリスク

建物の賃借人は、定期建物賃貸借契約において借地借家法第32条に基づく賃料減額請求権を排除する特約を設けた場合を除いて、同条に基づく賃料減額請求をすることができ、これにより、当該不動産から得られる賃料収入が減少し、投資主に損害を与える可能性があります。

#### (ハ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、地震、暴風雨、洪水、落雷、竜巻、戦争、暴動、騒乱、テロ等(以下「災害等」といいます。 )により不動産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が影響を受ける可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するため一定期間建物の不稼働を余儀なくされることにより、賃料収入が減少し、又は当該不動産の価値が下落する結果、投資主に損害を与える可能性があります。不

動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で填補されない災害等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額され若しくは遅れる場合には、本投資法人は悪影響を受ける可能性があります。

(二) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク

運用資産である不動産を原因として、第三者の生命、身体又は財産等を侵害した場合に、損害賠償義務が発生し、結果的に本投資法人が予期せぬ損害を被る可能性があります。特に、土地の工作物の所有者は、民法(明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。)(以下「民法」といいます。)上無過失責任を負うこととされています。不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約でカバーされない事故が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額され若しくは遅れる場合には、本投資法人は悪影響を受ける可能性があります。

また、不動産につき滅失、毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となる場合には、かかる修繕に関連して多額の費用を要する可能性があります。また、かかる修繕が困難又は不可能な場合には、不動産から得られる賃料収入が減少し、不動産の価格が下落する可能性があります。

(ホ) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク

建築基準法(昭和25年法律第201号。その後の改正を含みます。)(以下「建築基準法」といいます。)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際、原則としてこれらの規定に適合しない現に存する建物(現に建築中のものを含みます。)又はその敷地については、当該規定が適用されない扱いとされています(いわゆる既存不適格)。しかし、かかる既存不適格の建物の建替え等を行う場合には、現行の規定が適用されるので、現行の規定に合致するよう手直しをする必要があり、追加的な費用負担が必要となる可能性があり、また、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。

また、不動産に係る様々な行政法規や各地の条例による規制が運用資産である不動産に適用される可能性があります。例えば、文化財保護法(昭和25年法律第214号。その後の改正を含みます。)(以下「文化財保護法」といいます。)に基づく試掘調査義務、一定割合において住宅を付置する義務や、駐車場設置義務、福祉配慮設備設置義務、緑化推進義務及び雨水流出抑制施設設置義務等が挙げられます。このような義務が課せられている場合、当該不動産の処分及び建替え等に際して、事実上の困難が生じたり、これらの義務を遵守するための追加的な費用負担が生じる可能性があります。更に、運用資産である不動産を含む地域が道路設置等の都市計画の対象となる場合には、当該都市計画対象部分に建築制限が付されたり、建物の敷地とされる面積が減少し、当該不動産に関して建替え等を行う際に、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。

(ヘ) 法令の制定・変更に関するリスク

将来的に環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。なお、これに関して土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。その後の改正を含みます。)(以下「土壌汚染対策法」といいます。)が平成15年2月15日に施行されています。

また、消防法(昭和23年法律第186号。その後の改正を含みます。)その他不動産の管理に影響する関係法令の改正により、不動産の管理費用等が増加する可能性があります。更に、本投資法人が主たる投資対象とする郊外型商業施設及び都心型商業店舗ビル等は、建築基準法、都市計画法、大規模小売店舗立地法及び中心市街地活性化法に基づく規制を受けますが、新たに立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為等がなされることにより、不動産に関する権利が制限され、また、新規の物件取得が制限される可能性があります。このような法令若しくは行政行為又はその変更等が本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

## (ト) 売主の倒産等の影響を受けるリスク

本投資法人は、債務超過の状況にあるなど財務状態が実質的危機時期にあると認められる又はその疑義がある者を売主として不動産を取得する場合には、管財人等により否認されるリスク等について諸般の事情を慎重に検討し、実務的に可能な限り管財人等により否認されるリスクを回避するよう努めますが、このリスクを完全に排除することは困難です。

万一債務超過の状況にあるなど財務状態が実質的危機時期にある状況を認識できずに本投資法人が不動産を取得した場合には、当該不動産の売買が売主の債権者により取消される(詐害行為取消)可能性があります。また、投資法人が不動産を取得した後、その売主について倒産等手続が開始された場合には、不動産の売買が破産管財人、監督委員又は管財人により否認される可能性が生じます。

また、本投資法人が、ある売主から不動産を取得した別の者(以下、本項において「買主」といいます。)から更に不動産を取得した場合において、本投資法人が、当該不動産の取得時において、売主と買主間の当該不動産の売買が詐害行為として取消され又は否認される根拠となりうる事実関係を知っている場合には、本投資法人に対しても、売主・買主間の売買が否認され、その効果を主張される可能性があります。

更に、取引の態様如何によっては売主と本投資法人との間の不動産の売買が、担保取引であると判断され、当該不動産は破産者である売主の破産財団の一部を構成し、又は更生会社若しくは再生債務者である売主の財産に属するとみなされる可能性(いわゆる真正譲渡でないといみなされるリスク)もあります。

## (チ) 転貸に関するリスク

賃借人に、不動産の一部又は全部を転貸させる権限を与えた場合、本投資法人は、不動産に入居するテナントを自己の意思により選択できなくなったり、退去させられなくなる可能性があるほか、賃借人の賃料が、転借人から賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、賃貸借契約が合意解約された場合、又は債務不履行を理由に解除された場合であっても、賃貸借契約上、賃貸借契約終了の場合に転貸人の転借人に対する敷金等の返還義務が賃借人に承継される旨規定されている場合には、かかる敷金等の返還義務が、賃借人に承継される可能性があります。このような場合、敷金等の返還原資は賃借人の負担となり、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (リ) テナント等による不動産の利用状況に関するリスク

本投資法人は、テナントの属性や資力に留意しつつ賃貸借契約を締結し、その利用状況を管理していますが、個々のテナントの利用状況をつぶさに監督できるとの保証はなく、テナントの利用状況により、当該不動産の資産価値や、本投資法人の収益に悪影響が及ぶ可能性があります。

例えば、建物そのものが法令や条例等の基準を満たす場合であっても、入居者による建物への変更工事、内装の変更、その他利用状況等により、建築基準法・消防法その他の法令や条例等に違反する状態となり、本投資法人が、その改善のための費用を負担する必要が生じ、又は法令上不利を被る可能性があります。また、賃貸借契約における規定の如何にかかわらず、入居者による転貸や賃借権の譲渡が本投資法人の承諾なしに行われる可能性があります。その他、転借人や賃借権の譲受人の属性によっては、運用資産である不動産のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料水準が低下する可能性があります。

## (ヌ) 共有物件に関するリスク

運用資産である不動産が第三者との間で共有されている場合には、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々の問題が生じる可能性があります。

まず、共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の価格に従い、その過半数で行うものとされているため(民法第252条)、持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため(民法第249条)、他

の共有者によるこれらの権利行使によって、本投資法人の当該不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

また、共有の場合、単独所有の場合と異なり、他の共有者からの共有物全体に対する分割請求権行使を受ける可能性があります(民法第256条)。分割請求が権利濫用として排斥されない場合には、裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性もあります(民法第258条第2項)。このように、共有不動産については、ある共有者の意図に反して他の共有者からの分割請求権行使によって共有物全体が処分されるリスクがあります。

この分割請求権を行使しないという共有者間の特約は有効ですが、この特約は5年を超えては効力を有しません。また、不動産共有物全体に対する不分割特約は、その旨の登記をしなければ、対象となる共有持分を新たに取得した譲受人に対抗することができません。仮に、特約があった場合でも、特約をした者について倒産手続等の対象となった場合には、管財人等はその換価処分権を確保するために分割請求ができることとされています。ただし、共有者は、倒産手続等の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます(破産法第52条、会社更生法(平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。)第60条、民事再生法第48条第1項)。

他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、共有されていた物件全体について当該共有者(抵当権設定者)の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。したがって、運用資産である共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割された場合には、分割後の運用資産についても、他の共有者の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶこととなるリスクがあります。

共有持分の処分は単独所有物と同様に自由に行えると解されていますが、共有不動産については、共有者間で共有持分の優先的購入権の合意をすることにより、共有者がその共有持分を第三者に売却する場合に他の共有者が優先的に購入できる機会を与えるようにする義務を負う場合があります。

不動産の共有者が賃貸人となる場合には、賃料債権は不可分債権となり敷金返還債務は不可分債務になると一般的には解されており、共有者は他の賃貸人である共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。即ち、他の共有者の債権者により当該共有者の持分を超えて賃料収入全部が差押えの対象となる場合や、賃借人からの敷金返還債務を他の共有者がその持分等に応じて履行できない際に当該共有者が敷金全部の返還債務を負う場合などです。ある共有者が他の共有者の債権者から自己の持分に対する賃料を差押えられたり、他の共有者が負担すべき敷金返還債務を負担した場合には、自己の持分に対する賃料相当額や他の共有者のために負担拠出した敷金返還債務の償還を他の共有者に請求することができますが、他の共有者の資力がない場合には償還を受けることができません。また、共有者間において、他の共有者に共有物の賃貸権限を付与し、当該他の共有者からその対価を受領する旨の合意をする場合があります。この場合、共有者の収入は賃貸人である他の共有者の信用リスクに晒されます。これを回避するために、テナントからの賃料を、賃貸人ではない共有者の口座に払い込むように取決めをすることがありますが、かかる取決めによっても、賃貸人である他の共有者の債権者により当該他の共有者の各テナントに対する賃料債権が差し押さえられるということ等もありえますので、他の共有者の信用リスクは完全には排除されません。

共有不動産については、単独所有の場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、既に述べた流動性のリスクや、それらのリスクを反映した価格の減価要因が増す可能性があります。

#### (ル) 区分所有建物に関するリスク

区分所有建物とは建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号、その後の改正を含みます。)(以下「区分所有法」といいます。)(の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分(居室等)と共有となる共用部分(エントランス部分等)及び建物の敷地部分から構成されます。区分所有建物の場合には、区分所有法上、法定の管理方法及び管理規約(管理規約の定めがある場合)によって管理方法が定められます。建替決議等をする場合には集会において区分所有者及び議決権(管理規約に別段の定めのない限り、その有する専有部分の床面積の割合)の各5分の4以上の多数の建替え決議が必要とされるなど(区分所有法第62条)、区分所有法の適用を受けない単独所有物件と異なり管理方法に制限があります。



区分所有建物の専有部分の処分は自由に行うことができますが、区分所有者間で優先的購入権の合意をすることがあることは、共有物件の場合と同様です。

区分所有建物と敷地の関係については以下のようなリスクがあります。

区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利を敷地利用権といいます。区分所有建物では、専有部分と敷地利用権の一体性を保持するために、法律で、専有部分とそれに係る敷地利用権を分離して処分することが原則として禁止されています(区分所有法第22条)。ただし、敷地権の登記がなされていない場合には、分離処分の禁止を善意の第三者に対抗することができず、分離処分が有効となります(区分所有法第23条)。また、区分所有建物の敷地が数筆に分かれ、区分所有者が、それぞれ、その敷地のうちの1筆又は数筆の土地について、単独で、所有権、賃借権などを敷地利用権(いわゆる分有形式の敷地利用権)として有している場合には、分離して処分することが可能とされています。このように専有部分とそれに係る敷地利用権が分離して処分された場合、敷地利用権を有しない区分所有者が出現する可能性があります。

また、敷地利用権が使用借権及びそれに類似した権利である場合には、当該敷地が売却、競売等により第三者に移転された場合に、区分所有者が当該第三者に対して従前の敷地利用権を対抗できなくなる可能性があります。

このような区分所有建物と敷地の関係を反映して、区分所有建物の場合には、既に述べた不動産に係る流動性のリスクや、それらのリスクを反映した価格の減価要因が増す可能性があります。

### (マ) 借地物件に関するリスク

借地権とその借地上に存在する建物については、自己が所有権を有する土地上に存在する建物と比べて特有のリスクがあります。借地権は、所有権と異なり永久に存続するものではなく、期限の到来により当然に消滅し(定期借地権の場合)又は期限到来時に借地権設定者が更新を拒絶しかつ更新を拒絶する正当事由がある場合に消滅します(普通借地権の場合)。また、借地権が地代の不払その他により解除その他の理由により消滅してしまう可能性もあります。借地権が消滅すれば、時価での建物買取りを請求できる場合(借地借家法第13条、借地法(大正10年法律第49号。その後の改正を含みます。))第4条)を除き、借地上に存在する建物を取り壊した上で、土地を返還しなければなりません。普通借地権の場合、借地権の期限到来時の更新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、仮に建物の買取請求権を有する場合でも、買取価格が本投資法人が希望する価格以上である保証はありません。

また、本投資法人又は信託受託者が借地権を有している土地の所有権が、他に転売されたり、借地権設定時に既に存在する土地上の抵当権等の実行により第三者に移ってしまう可能性があります。この場合、借地権について適用のある法令に従い第三者対抗要件が具備されていないときは、本投資法人又は信託受益者は、借地権を当該土地の新所有者に対して対抗できず、当該土地の明渡義務を負う可能性があります。

更に、借地権が賃借権である場合、借地権を譲渡するには、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。借地上の建物の所有権を譲渡する場合には、当該借地に係る借地権も一緒に譲渡することになるので、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。かかる借地権設定者の承諾に関しては、借地権設定者への承諾料の支払が予め約束されていたり、約束されていなくても慣行を理由として借地権設定者が承諾料を承諾の条件として請求してくる場合があります(なお、法律上借地権設定者に当然に承諾料請求権が認められているものではありません。)

加えて、借地権設定者の資力の悪化や倒産等により、借地権設定者に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があります。借地権設定者に対する敷金及び保証金等の返還請求権について担保設定や保証はなされないのが通例です。

借地権と借地上に建てられている建物については、敷地と建物を一括して所有している場合と比べて、上記のような制限やリスクがあるため、既に述べた不動産の流動性、取引コスト等に関するリスクや、それらのリスクを反映した価格の減価要因が増す可能性があります。

## (ワ) 借家物件に関するリスク

本投資法人は、建物を第三者から賃借の上又は信託受託者に賃借させた上、当該賃借部分を直接若しくは信託受託者を通じて保有する建物と一体的に又は当該賃借部分を単独で、テナントへ転貸することがあります。

この場合、建物の賃貸人の資力の悪化や倒産等により、建物の賃貸人に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があることは、前記の借地物件の場合と同じです。

加えて、民法上、本投資法人が第三者との間で直接又は信託受託者を通じて締結した賃貸借契約が何らかの理由により終了した場合、原則として、本投資法人又は当該信託受託者とテナントとの間の転貸借契約も終了するとされていますので、テナントから、転貸借契約の終了に基づく損害賠償請求等がなされるおそれがあります。

## (カ) 開発物件に関するリスク

本投資法人は、参照有価証券報告書「第1部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針 投資態度」に記載の通り、竣工前の未稼働不動産の取得は原則として行わない予定ですが、規約に定める投資方針に従って、竣工後の物件を取得するために予め開発段階で売買契約を締結することがあります。かかる場合、既に完成した物件につき売買契約を締結して取得する場合は異なり、様々な事由により、開発が遅延し、変更され、又は中止されることにより、売買契約通りの引渡しを受けられない可能性があります。この結果、開発物件からの収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、又は予定されていない費用、損害若しくは損失を本投資法人が負担し若しくは被る可能性があり、その結果本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

## (コ) 有害物質に関するリスク

本投資法人が土地又は土地の賃借権若しくは地上権又はこれらを信託する信託の受益権を取得する場合において、当該土地について産業廃棄物等の有害物質が埋蔵されている可能性があり、かかる有害物質が埋蔵されている場合には当該土地の価格の下落により、本投資法人ひいては投資主が損害を受ける可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替えや洗浄が必要となる場合にはこれに係る予想外の費用や時間が必要となり、本投資法人ひいては投資主が損害を受ける可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務を負う可能性があり、かかる義務を負う場合には本投資法人ひいては投資主が損害を受ける可能性があります。なお、土壌汚染対策法によれば、土地の所有者、管理者又は占有者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の特定有害物質による土地の土壌の汚染の状況について、都道府県知事により調査・報告を命ぜられることがあり、また、土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、都道府県知事によりその被害を防止するため必要な汚染の除去等の措置を命ぜられることがあります。本投資法人がこれらの調査・報告又は措置を命ぜられた場合には、本投資法人ひいては投資主が損害を受ける可能性があります。

また、本投資法人が建物又は建物を信託する信託の受益権を取得する場合において、当該建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材が使用されているか若しくは使用されている可能性がある場合やポリ塩化ビフェニル(PCB)が保管されている場合等には、当該建物の価格の下落により、本投資法人ひいては投資主が損害を受ける可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために建材の全面的又は部分的交換が必要となる場合にはこれに係る予想外の費用や時間が必要となり、本投資法人ひいては投資主が損害を受ける可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務が発生する可能性があり、かかる義務が生じた場合には本投資法人ひいては投資主が損害を受ける可能性があります。

## (ク) 不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク

本投資法人は、資産を信託の受益権の形式で取得することがあります。

信託受託者が信託財産としての不動産、土地の賃借権又は地上権を所有し管理するのは受益者のためであり、その経済的利益と損失は、最終的にはすべて受益者に帰属することになります。したがって、本投資法人は、信託の受益権の保有に伴い、信託受託者を介して、運用資産が不動産である場合と実質的にほぼ同じリスクを負担することになります。

信託契約上信託の受益権を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾を要求されるのが通常です。更に、不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権については、受益証券発行信託で受益証券が発行されている場合を除き、私法上の有価証券としての性格を有していませんので、債権譲渡と同様の譲渡方法によって譲渡することになり、私法上の有価証券のような流動性はありません。

信託法(大正11年法律第62号。その後の改正を含みますが、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)による改正前のもの。)及び信託法(平成18年法律第108号。その後の改正を含みます。)上、信託受託者が倒産手続等の対象となった場合に、信託の受益権の目的となっている不動産が信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託設定登記をする必要があり、仮にかかる登記が具備されていない場合には、本投資法人は、当該不動産が信託の受益権の目的となっていることを第三者に対抗できない可能性があります。

また、信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産を信託する信託の受益権を保有する本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。

更に、信託契約上、信託開始時において既に存在していた信託財産である不動産の欠陥、瑕疵等につき、当初委託者が信託財産の受託者に対し一定の瑕疵担保責任を負担する場合に、信託財産の受託者が、かかる瑕疵担保責任を適切に追及しない、又はできない結果、本投資法人が不測の損害を被り、投資主に損害を与える可能性があります。

## 税制に関するリスク

### (イ) 導管性要件に関するリスク

税法上、「投資法人に係る課税の特例規定」により一定の要件(以下「導管性要件」といいます。)を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、投資法人による利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。本投資法人は、導管性要件を満たすよう努める予定ですが、今後、本投資法人の投資主の異動、分配金支払原資の制限・不足、借入金等の定義に係る不明確性、会計処理と税務処理の取扱いの差異、税務当局と本投資法人との見解の相違、法律の改正、その他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。本投資法人が、導管性要件を満たすことができなかった場合、利益の配当等を損金算入できなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響をもたらす、本投資証券の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

### (ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、導管性要件に関する取扱いに関して、税務当局との見解の相違により税務否認等の更正処分を受けた場合には、過年度における導管性要件が事後的に満たされなくなる可能性があります。このような場合には、本投資法人が過年度において損金算入した配当金が税務否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

### (ハ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、規約における投資方針において、その有する特定資産の価額の合計額に占める、特定不動産の価額の合計額の割合を75%以上とすること(規約第29条)としています。本投資法人は、上記内容の投資方針を規約に定めることその他の税制上の要件を充足することを前提として、直接に不動産を取得する場合の不動産流通税(登録免許税及び不動産取得税)の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場

合、又は軽減措置の要件が変更され若しくは軽減措置が廃止された場合において、軽減措置の適用を受けることができない可能性があります。

(二) 一般的な税制の変更に関するリスク

不動産、不動産信託受益権その他本投資法人の資産に関する税制若しくは本投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。また、投資証券に係る利益の配当、出資の払戻し、譲渡等に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資証券の保有又は売却による投資主の手取金の額が減少し、又は税務申告等の税務上の手続面での負担が投資主に生じる可能性があります。

その他

専門家の意見への依拠に関するリスク

不動産の鑑定評価額及び調査価格は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものとどまり、客観的に適正な不動産価格と一致するとは限りません。同じ物件について鑑定、調査等を行った場合でも、不動産鑑定士等、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額、調査価格の内容が異なる可能性があります。また、かかる鑑定等の結果は、現在及び将来において当該鑑定評価額や調査価格による売買の可能性を保証又は約束するものではありません。

土壌汚染リスク評価報告書も、個々の調査会社が行った分析に基づく意見であり、評価方法、調査の方法等によってリスク評価の内容が異なる可能性があります。また、かかる報告書は、専門家が調査した結果を記載したものにすぎず、土壌汚染が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

また、マーケットレポート等により提示されるマーケットに関する第三者機関による分析又は統計情報は、個々の調査会社の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものとどまり、客観的に適正なエリア特性、需要と供給、マーケットにおける位置付け、市場の動向等と一致するとは限りません。同じ物件について調査分析を行った場合でも、調査分析会社、分析方法又は調査方法若しくは時期によってマーケット分析の内容が異なる可能性があります。

建物エンジニアリング・レポート及び構造計算書に関する調査機関による調査報告書についても、建物の状況及び構造に関して専門家が調査した結果を記載したものにすぎず、不動産に欠陥、瑕疵が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

また、不動産に関して算出されるPML値は、個々の専門家の分析に基づく予想値であり、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率で示されますが、将来、地震が発生した場合、予想以上の多額の復旧費用が必要となる可能性があります。

## 平成20年6月期 運用状況の予想の前提条件

	前提条件
運用資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年2月18日現在保有している運用資産(11物件)に、平成20年2月に取得する「ゆめタウン広島」を加えた12物件に関し、第8期営業期間末(平成20年6月30日)まで異動がないことを前提としております。</li> <li>なお、実際の数値は物件の取得、処分等により変動する可能性があります。</li> </ul>
投資口の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年2月18日時点の発行済投資口数である110,400口に、平成20年3月24日に予定している新投資口の追加発行14,600口を加えた125,000口を前提としております。</li> </ul>
負債比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年2月18日現在22,500百万円の短期借入金残高があります。</li> <li>新投資口の追加発行による出資総額の増加を勘案すると、第8期営業期間末(平成20年6月30日)時点の負債比率(総資産額のうち、借入金及びテナントから受け入れた敷金・保証金等の占める割合)は約42%となる見込みです。</li> </ul>
営業収益	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃貸事業収益は、平成20年2月18日現在有効な賃貸借契約をもとに算出しております。</li> </ul>
営業費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>主たる営業費用である賃貸事業費用については、実績値をベースとし費用の変動要素を反映して算出しております。</li> <li>保有する不動産等にかかる固定資産税、都市計画税等については、賦課決定された税額のうち当該計算期間に対応する額を賃貸事業費用に計上しております(第8期:522百万円)。なお、平成20年2月に取得する「ゆめタウン広島」に関し譲渡人に支払う予定の固定資産税等の精算金については、当該不動産の取得原価に算入しており、費用計上しておりません。</li> <li>減価償却費は、付随費用、将来の追加の資本的支出を含めて定額法により算出しております(第8期:1,002百万円)。</li> </ul>
一口当たり 分配金	<ul style="list-style-type: none"> <li>分配金(一口当たり分配金)は、本投資法人の規約に定める金銭の分配の方針を前提として算出しております。</li> <li>一口当たり分配金は、運用資産の異動、テナントの異動等に伴う賃貸収入の変動又は予期せぬ修繕の発生等を含む種々の要因により変動する可能性があります。</li> </ul>
一口当たり 利益超過分配金	<ul style="list-style-type: none"> <li>利益超過の分配(一口当たり利益超過分配金)については、行わないことを前提としております。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令、税制、会計基準、上場規則、投信協会規則等において、上記の予想数値に影響を与える改正が行われないことを前提としております。</li> <li>一般的な経済動向及び不動産市況等に不測の重大な変化が生じないことを前提としております。</li> </ul>

### 3. 財務諸表等

#### (1) 財務諸表

##### 貸借対照表

区分	注記 番号	前期 (平成19年6月30日現在)			当期 (平成19年12月31日現在)			増減	
		金 額		構成比	金 額		構成比	金 額	前期比
		千円	千円	%	千円	千円	%	千円	%
(資産の部)									
I 流動資産									
現金及び預金			1,171,663			1,262,950			
信託現金及び信託預金			2,708,917			2,251,588			
前払費用			19,955			24,558			
繰延税金資産			17			122			
その他流動資産			711			1,275			
流動資産合計			3,901,265	4.0		3,540,495	3.6	360,769	9.2
II 固定資産									
1.有形固定資産									
建物	1	11,894,500			11,898,644				
減価償却累計額		554,325	11,340,174		767,659	11,130,985			
構築物	1	311,690			311,690				
減価償却累計額		31,354	280,336		46,157	265,533			
工具、器具及び備品	1	15,737			15,737				
減価償却累計額		1,989	13,747		2,736	13,001			
土地	1		20,121,943			23,359,517			
信託建物	1	31,994,142			32,019,007				
減価償却累計額		3,469,076	28,525,065		4,064,884	27,954,122			
信託構築物	1	806,285			806,285				
減価償却累計額		127,314	678,971		149,117	657,168			
信託機械及び装置	1	185,033			185,033				
減価償却累計額		34,971	150,061		40,966	144,066			
信託土地	1		32,595,934			32,595,934			
有形固定資産合計			93,706,234	96.0		96,120,329	96.4	2,414,094	2.6
2.無形固定資産									
その他の無形固定資産			17			407			
無形固定資産合計			17	0.0		407	0.0	389	2,193.6
3.投資その他の資産									
差入保証有価証券			9,909			10,234			
長期前払費用			30,597			23,192			
投資その他の資産合計			40,506	0.0		33,427	0.0	7,079	17.5
固定資産合計			93,746,759	96.0		96,154,163	96.4	2,407,404	2.6
資産合計			97,648,024	100.0		99,694,659	100.0	2,046,634	2.1

区分	注記 番号	前期 (平成19年6月30日現在)		当期 (平成19年12月31日現在)		増減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前期比
			千円 %		千円 %	千円	%
(負債の部)							
I 流動負債							
短期借入金	3	4,800,000		6,600,000			
営業未払金		260,837		227,510			
未払金		12,635		11,512			
未払費用		94,612		92,424			
未払法人税等		649		668			
未払消費税等		65,674		72,927			
前受金		574,087		595,941			
預り金		2,309		1,565			
流動負債合計		5,810,806	5.9	7,602,551	7.6	1,791,745	30.8
II 固定負債							
預り敷金保証金	1	10,309,003		10,605,333			
信託預り敷金保証金	1	20,915,409		20,860,017			
その他固定負債		76,966		73,877			
固定負債合計		31,301,378	32.1	31,539,227	31.7	237,848	0.8
負債合計		37,112,185	38.0	39,141,779	39.3	2,029,594	5.5
(純資産の部)							
I 投資主資本	2						
1.出資総額							
出資総額		58,582,500	60.0	58,582,500	58.7	-	0.0
2.剰余金							
当期末処分利益		1,953,339		1,970,131			
剰余金合計		1,953,339	2.0	1,970,131	2.0	16,792	0.9
投資主資本合計		60,535,839	62.0	60,552,631	60.7	16,792	0.0
II 評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		-		247			
評価・換算差額等合計		-	-	247	0.0	247	-
純資産合計		60,535,839	62.0	60,552,879	60.7	17,040	0.0
負債・純資産合計		97,648,024	100.0	99,694,659	100.0	2,046,634	2.1

## 損益計算書

区分	注記 番号	前期 〔自平成19年1月1日〕 〔至平成19年6月30日〕			当期 〔自平成19年7月1日〕 〔至平成19年12月31日〕			増減	
		金額		百分比	金額		百分比	金額	前期比
		千円	千円	%	千円	千円	%	千円	%
1.営業収益									
貸貸事業収益	1	3,584,397			3,664,178				
その他貸貸事業収益	1	2,968	3,587,365	100.0	2,974	3,667,152	100.0	79,787	2.2
2.営業費用									
貸貸事業費用	1	1,394,510			1,438,060				
資産運用報酬		154,532			158,542				
資産保管委託報酬		4,836			4,909				
一般事務委託報酬		21,609			22,949				
役員報酬		6,600			6,600				
その他営業費用		36,519	1,618,609	45.1	42,550	1,673,611	45.6	55,002	3.4
営業利益金額			1,968,755	54.9		1,993,541	54.4	24,785	1.3
3.営業外収益									
受取利息		3,307			2,662				
有価証券利息		75			3,204				
管理組合費精算金収入		2,450			-				
その他営業外収益		61	5,895	0.2	591	6,458	0.2	563	9.6
4.営業外費用									
支払利息		17,441			27,986				
共益費精算金支出		2,450			-				
その他営業外費用		511	20,403	0.6	908	28,895	0.8	8,491	41.6
経常利益金額			1,954,248	54.5		1,971,104	53.8	16,856	0.9
税引前当期純利益金額			1,954,248	54.5		1,971,104	53.8	16,856	0.9
法人税、住民税及び事業税		958			1,110				
法人税等調整額		17	975	0.0	105	1,004	0.0	29	3.0
当期純利益金額			1,953,272	54.4		1,970,099	53.7	16,827	0.9
前期繰越利益			66			32			
当期末処分利益			1,953,339			1,970,131		16,792	0.9



## 投資主資本等変動計算書

前期 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

(単位:千円)

	投資主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	出資 総額 1	剰余金		投資主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
		当期 未処分 利益	剰余金 合計				
前期末残高	58,582,500	1,909,544	1,909,544	60,492,044	34	34	60,492,079
当期変動額							
新投資口の発行	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	1,909,478	1,909,478	1,909,478	-	-	1,909,478
当期純利益金額	-	1,953,272	1,953,272	1,953,272	-	-	1,953,272
投資主資本以外 の項目の当期変 動額(純額)	-	-	-	-	34	34	34
当期変動額合計	-	43,794	43,794	43,794	34	34	43,759
当期末残高	58,582,500	1,953,339	1,953,339	60,535,839	-	-	60,535,839

当期 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)

(単位:千円)

	投資主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	出資 総額 1	剰余金		投資主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
		当期 未処分 利益	剰余金 合計				
前期末残高	58,582,500	1,953,339	1,953,339	60,535,839	-	-	60,535,839
当期変動額							
新投資口の発行	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	1,953,307	1,953,307	1,953,307	-	-	1,953,307
当期純利益金額	-	1,970,099	1,970,099	1,970,099	-	-	1,970,099
投資主資本以外 の項目の当期変 動額(純額)	-	-	-	-	247	247	247
当期変動額合計	-	16,792	16,792	16,792	247	247	17,040
当期末残高	58,582,500	1,970,131	1,970,131	60,552,631	247	247	60,552,879

## 金銭の分配に係る計算書

区分	前期	当期
	〔自平成19年1月1日〕 〔至平成19年6月30日〕	〔自平成19年7月1日〕 〔至平成19年12月31日〕
	円	円
当期末処分利益	1,953,339,276	1,970,131,857
分配金の額	1,953,307,200	1,970,088,000
(投資口1口当たりの分配金の額)	(17,693)	(17,845)
次期繰越利益	32,076	43,857

分配金の額の算出方法	<p>本投資法人の規約第37条(1)に定める分配方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている本投資法人の配当可能所得の金額の100分の90に相当する金額を超えるものとしています。かかる方針により、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口数110,400口の整数倍の最大値となる1,953,307,200円を利益分配金として分配することといたしました。なお、本投資法人の規約第37条(2)に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。</p>	<p>本投資法人の規約第37条(1)に定める分配方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている本投資法人の配当可能所得の金額の100分の90に相当する金額を超えるものとしています。かかる方針により、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口数110,400口の整数倍の最大値となる1,970,088,000円を利益分配金として分配することといたしました。なお、本投資法人の規約第37条(2)に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。</p>
------------	---	---

## キャッシュ・フロー計算書

区分	注記 番号	前期	当期
		(自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	(自平成19年7月1日 至平成19年12月31日)
		金 額	金 額
		千円	千円
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		1,954,248	1,971,104
減価償却費		847,012	852,495
受取利息及び有価証券利息		3,383	5,867
支払利息		17,441	27,986
前払費用の増加・減少額		4,410	4,603
営業未払金の増加・減少額		131,010	57,709
未払費用の増加・減少額		4,445	1,156
未払消費税等の増加・減少額		4,276	7,252
前受金の増加・減少額		18,625	21,853
その他		9,644	1,266
小 計		2,950,999	2,814,934
利息の受取額		3,150	5,662
利息の支払額		16,124	31,330
法人税等の支払額		1,226	1,090
営業活動によるキャッシュ・フロー		2,936,799	2,788,175
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		2,086,851	3,241,717
信託有形固定資産の取得による支出		7,178	482
無形固定資産の取得による支出		-	396
預り敷金保証金の収入		34,332	512,200
預り敷金保証金の支出		215,870	215,870
信託預り敷金保証金の支出		55,392	55,392
投資活動によるキャッシュ・フロー		2,330,960	3,001,658
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入		1,800,000	8,400,000
短期借入金の返済による支出		-	6,600,000
分配金の支払額		1,908,194	1,952,559
財務活動によるキャッシュ・フロー		108,194	152,559
IV 現金及び現金同等物の増加額又は減少額		497,644	366,042
V 現金及び現金同等物の期首残高		2,920,437	3,418,081
VI 現金及び現金同等物の期末残高	1	3,418,081	3,052,039

## 重要な会計方針

区分	前期 〔自平成19年1月1日〕 〔至平成19年6月30日〕	当期 〔自平成19年7月1日〕 〔至平成19年12月31日〕
1.有価証券の評価基準及び評価方法	<p>其他有価証券</p> <p>・時価のあるもの</p> <p>決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p>	<p>其他有価証券</p> <p>・時価のあるもの</p> <p>同左</p>
2.固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産(信託財産を含む)</p> <p>定額法を採用しております。なお、有形固定資産の耐用年数は以下の通りです。</p> <p>建物 3～39年</p> <p>構築物 2～40年</p> <p>機械及び装置 14年</p> <p>工具、器具及び備品 6～10年</p> <p>(2)長期前払費用</p> <p>定額法を採用しております。</p>	<p>(1)有形固定資産(信託財産を含む)</p> <p>同左</p> <p>(2)無形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>(3)長期前払費用</p> <p>定額法を採用しております。</p>
3.収益及び費用の計上基準	<p>固定資産税等の処理方法</p> <p>保有する不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当該決算期間に対応する額を不動産賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。</p>	<p>固定資産税等の処理方法</p> <p>同左</p>
4.キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金及び信託現金、随時引き出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左
5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1)不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法</p> <p>保有する不動産等を信託財産とする信託受益権につきましては、信託財産内全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しております。</p> <p>なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の項目については、貸借対照表において区分掲記しております。</p> <p>信託現金及び信託預金</p> <p>信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託土地</p> <p>信託預り敷金保証金</p> <p>(2)消費税等の処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(1)不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法</p> <p>同左</p> <p>(2)消費税等の処理方法</p> <p>同左</p>

## 会計方針の変更

前期 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	当期 (自平成19年7月1日 至平成19年12月31日)
平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する償却方法により減価償却費を計上しております。 なお、これによる当期の営業利益金額、経常利益金額、税引前当期純利益金額に与える影響は軽微です。	-

## 注記事項

(貸借対照表関係)

前期 (平成19年6月30日現在)	当期 (平成19年12月31日現在)																																																
<p>1.担保に供している資産及び担保を付している債務</p> <p>担保に供している資産は次の通りです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">9,573,093 千円</td></tr> <tr><td>構築物</td><td style="text-align: right;">216,020 千円</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">13,747 千円</td></tr> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">14,770,233 千円</td></tr> <tr><td>信託建物</td><td style="text-align: right;">28,346,371 千円</td></tr> <tr><td>信託構築物</td><td style="text-align: right;">644,576 千円</td></tr> <tr><td>信託機械及び装置</td><td style="text-align: right;">150,061 千円</td></tr> <tr><td>信託土地</td><td style="text-align: right;">32,595,934 千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">86,310,038 千円</td></tr> </table> <p>担保を付している債務は次の通りです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>預り敷金保証金</td><td style="text-align: right;">9,099,033 千円</td></tr> <tr><td>信託預り敷金保証金</td><td style="text-align: right;">20,915,409 千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">30,014,442 千円</td></tr> </table>	建物	9,573,093 千円	構築物	216,020 千円	工具、器具及び備品	13,747 千円	土地	14,770,233 千円	信託建物	28,346,371 千円	信託構築物	644,576 千円	信託機械及び装置	150,061 千円	信託土地	32,595,934 千円	合計	86,310,038 千円	預り敷金保証金	9,099,033 千円	信託預り敷金保証金	20,915,409 千円	合計	30,014,442 千円	<p>1.担保に供している資産及び担保を付している債務</p> <p>担保に供している資産は次の通りです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">9,387,421 千円</td></tr> <tr><td>構築物</td><td style="text-align: right;">207,789 千円</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">13,001 千円</td></tr> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">14,770,233 千円</td></tr> <tr><td>信託建物</td><td style="text-align: right;">27,780,085 千円</td></tr> <tr><td>信託構築物</td><td style="text-align: right;">624,441 千円</td></tr> <tr><td>信託機械及び装置</td><td style="text-align: right;">144,066 千円</td></tr> <tr><td>信託土地</td><td style="text-align: right;">32,595,934 千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">85,522,972 千円</td></tr> </table> <p>担保を付している債務は次の通りです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>預り敷金保証金</td><td style="text-align: right;">8,906,800 千円</td></tr> <tr><td>信託預り敷金保証金</td><td style="text-align: right;">20,860,017 千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">29,766,817 千円</td></tr> </table>	建物	9,387,421 千円	構築物	207,789 千円	工具、器具及び備品	13,001 千円	土地	14,770,233 千円	信託建物	27,780,085 千円	信託構築物	624,441 千円	信託機械及び装置	144,066 千円	信託土地	32,595,934 千円	合計	85,522,972 千円	預り敷金保証金	8,906,800 千円	信託預り敷金保証金	20,860,017 千円	合計	29,766,817 千円
建物	9,573,093 千円																																																
構築物	216,020 千円																																																
工具、器具及び備品	13,747 千円																																																
土地	14,770,233 千円																																																
信託建物	28,346,371 千円																																																
信託構築物	644,576 千円																																																
信託機械及び装置	150,061 千円																																																
信託土地	32,595,934 千円																																																
合計	86,310,038 千円																																																
預り敷金保証金	9,099,033 千円																																																
信託預り敷金保証金	20,915,409 千円																																																
合計	30,014,442 千円																																																
建物	9,387,421 千円																																																
構築物	207,789 千円																																																
工具、器具及び備品	13,001 千円																																																
土地	14,770,233 千円																																																
信託建物	27,780,085 千円																																																
信託構築物	624,441 千円																																																
信託機械及び装置	144,066 千円																																																
信託土地	32,595,934 千円																																																
合計	85,522,972 千円																																																
預り敷金保証金	8,906,800 千円																																																
信託預り敷金保証金	20,860,017 千円																																																
合計	29,766,817 千円																																																
<p>2.投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額</p> <p style="text-align: center;">50,000 千円</p>	<p>2.投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額</p> <p style="text-align: center;">同左</p>																																																
<p>3.特定融資枠に係る借入未実行枠残高</p> <p>本投資法人は、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的として、株式会社みずほ銀行と特定融資枠(リボルビング・クレジット・ファシリティ)契約を締結しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>特定融資枠の総額</td><td style="text-align: right;">2,000,000 千円</td></tr> <tr><td>当期末借入残高</td><td style="text-align: right;">1,800,000 千円</td></tr> <tr><td>当期末未実行枠残高</td><td style="text-align: right;">200,000 千円</td></tr> </table>	特定融資枠の総額	2,000,000 千円	当期末借入残高	1,800,000 千円	当期末未実行枠残高	200,000 千円	<p>3.特定融資枠に係る借入未実行枠残高</p> <p>本投資法人は、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的として、株式会社みずほ銀行と特定融資枠(リボルビング・クレジット・ファシリティ)契約を締結しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>特定融資枠の総額</td><td style="text-align: right;">2,000,000 千円</td></tr> <tr><td>当期末借入残高</td><td style="text-align: right;">- 千円</td></tr> <tr><td>当期末未実行枠残高</td><td style="text-align: right;">2,000,000 千円</td></tr> </table>	特定融資枠の総額	2,000,000 千円	当期末借入残高	- 千円	当期末未実行枠残高	2,000,000 千円																																				
特定融資枠の総額	2,000,000 千円																																																
当期末借入残高	1,800,000 千円																																																
当期末未実行枠残高	200,000 千円																																																
特定融資枠の総額	2,000,000 千円																																																
当期末借入残高	- 千円																																																
当期末未実行枠残高	2,000,000 千円																																																

## (損益計算書関係)

前期 〔自平成19年1月1日〕 〔至平成19年6月30日〕	当期 〔自平成19年7月1日〕 〔至平成19年12月31日〕
1.不動産賃貸事業損益の内訳 (単位:千円)	1.不動産賃貸事業損益の内訳 (単位:千円)
A. 不動産賃貸事業収益	A. 不動産賃貸事業収益
賃貸事業収益	賃貸事業収益
賃料及び駐車場使用料収入 3,584,397	賃料及び駐車場使用料収入 3,664,178
その他賃貸事業収入 2,968	その他賃貸事業収入 2,974
不動産賃貸事業収益合計 3,587,365	不動産賃貸事業収益合計 3,667,152
B. 不動産賃貸事業費用	B. 不動産賃貸事業費用
賃貸事業費用	賃貸事業費用
外注委託費 33,683	外注委託費 34,957
公租公課 490,093	公租公課 490,065
損害保険料 9,644	損害保険料 9,825
修繕費 13,740	修繕費 50,377
減価償却費 847,012	減価償却費 852,495
その他賃貸事業費用 336	その他賃貸事業費用 338
不動産賃貸事業費用合計 1,394,510	不動産賃貸事業費用合計 1,438,060
C. 不動産賃貸事業損益 (A - B) 2,192,854	C. 不動産賃貸事業損益 (A - B) 2,229,092

## (投資主資本等変動計算書関係)

前期 〔自平成19年1月1日〕 〔至平成19年6月30日〕	当期 〔自平成19年7月1日〕 〔至平成19年12月31日〕
1.発行可能投資口総口数及び発行済投資口数	1.発行可能投資口総口数及び発行済投資口数
発行可能投資口総口数 2,000,000 口	同左
発行済投資口数 110,400 口	

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

前期 〔自平成19年1月1日〕 〔至平成19年6月30日〕	当期 〔自平成19年7月1日〕 〔至平成19年12月31日〕
1.現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年6月30日現在)	1.現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年12月31日現在)
現金及び預金 1,171,663 千円	現金及び預金 1,262,950 千円
信託現金及び信託預金 2,708,917 千円	信託現金及び信託預金 2,251,588 千円
用途制限付信託預金(注) 462,500 千円	用途制限付信託預金(注) 462,500 千円
現金及び現金同等物 3,418,081 千円	現金及び現金同等物 3,052,039 千円
(注) 修繕、地震リスク等に備えるため信託口座内に留保している預金	(注) 修繕、地震リスク等に備えるため信託口座内に留保している預金

## (リース取引関係)

前期 〔自平成19年1月1日 至平成19年6月30日〕		当期 〔自平成19年7月1日 至平成19年12月31日〕	
オペレーティング・リース取引 (貸主側)		オペレーティング・リース取引 (貸主側)	
未経過リース料		未経過リース料	
1年内	7,096,545千円	1年内	7,207,250千円
1年超	52,183,075千円	1年超	51,286,913千円
合計	59,279,621千円	合計	58,494,164千円

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	前期 (平成19年6月30日現在)			当期 (平成19年12月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-	-	-
	債券	-	-	9,987	10,234	247
	小計	-	-	9,987	10,234	247
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-	-	-
	債券	9,986	9,909	76	-	-
	小計	9,986	9,909	76	-	-
合計	9,986	9,909	76	9,987	10,234	247

## 2. その他有価証券のうち満期のあるもの

区分	前期 (平成19年6月30日現在)		当期 (平成19年12月31日現在)	
	満期までの期間	償還予定額の合計額 (千円)	満期までの期間	償還予定額の合計額 (千円)
債券 国債証券	5年超10年以下	10,000	5年超10年以下	10,000

## (デリバティブ取引関係)

前期 〔自平成19年1月1日 至平成19年6月30日〕	当期 〔自平成19年7月1日 至平成19年12月31日〕
該当事項はありません。	同左

## (退職給付関係)

前期 〔自平成19年1月1日〕 〔至平成19年6月30日〕	当期 〔自平成19年7月1日〕 〔至平成19年12月31日〕
該当事項はありません。	同左

## (税効果会計関係)

前期 〔自平成19年1月1日〕 〔至平成19年6月30日〕	当期 〔自平成19年7月1日〕 〔至平成19年12月31日〕																																				
<p>1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法人事業税損金不算入額</td> <td style="text-align: right;">17千円</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td><u>繰延税金資産計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>17千円</u></td> </tr> <tr> <td><u>繰延税金資産の純額</u></td> <td style="text-align: right;"><u>17千円</u></td> </tr> </table> <p>2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">39.39%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払分配金の損金算入額</td> <td style="text-align: right;">39.37%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.03%</td> </tr> <tr> <td><u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u></td> <td style="text-align: right;"><u>0.05%</u></td> </tr> </table>	法人事業税損金不算入額	17千円	その他有価証券評価差額	-千円	<u>繰延税金資産計</u>	<u>17千円</u>	<u>繰延税金資産の純額</u>	<u>17千円</u>	法定実効税率	39.39%	(調整)		支払分配金の損金算入額	39.37%	その他	0.03%	<u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u>	<u>0.05%</u>	<p>1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法人事業税損金不算入額</td> <td style="text-align: right;">25千円</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額</td> <td style="text-align: right;">97千円</td> </tr> <tr> <td><u>繰延税金資産計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>122千円</u></td> </tr> <tr> <td><u>繰延税金資産の純額</u></td> <td style="text-align: right;"><u>122千円</u></td> </tr> </table> <p>2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">39.39%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払分配金の損金算入額</td> <td style="text-align: right;">39.37%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.03%</td> </tr> <tr> <td><u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u></td> <td style="text-align: right;"><u>0.05%</u></td> </tr> </table>	法人事業税損金不算入額	25千円	その他有価証券評価差額	97千円	<u>繰延税金資産計</u>	<u>122千円</u>	<u>繰延税金資産の純額</u>	<u>122千円</u>	法定実効税率	39.39%	(調整)		支払分配金の損金算入額	39.37%	その他	0.03%	<u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u>	<u>0.05%</u>
法人事業税損金不算入額	17千円																																				
その他有価証券評価差額	-千円																																				
<u>繰延税金資産計</u>	<u>17千円</u>																																				
<u>繰延税金資産の純額</u>	<u>17千円</u>																																				
法定実効税率	39.39%																																				
(調整)																																					
支払分配金の損金算入額	39.37%																																				
その他	0.03%																																				
<u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u>	<u>0.05%</u>																																				
法人事業税損金不算入額	25千円																																				
その他有価証券評価差額	97千円																																				
<u>繰延税金資産計</u>	<u>122千円</u>																																				
<u>繰延税金資産の純額</u>	<u>122千円</u>																																				
法定実効税率	39.39%																																				
(調整)																																					
支払分配金の損金算入額	39.37%																																				
その他	0.03%																																				
<u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u>	<u>0.05%</u>																																				

## (持分法損益等)

前期 〔自平成19年1月1日〕 〔至平成19年6月30日〕	当期 〔自平成19年7月1日〕 〔至平成19年12月31日〕
該当事項はありません。	同左



## (関連当事者との取引)

前期 〔自平成19年1月1日 至平成19年6月30日〕	当期 〔自平成19年7月1日 至平成19年12月31日〕
親会社及び法人主要投資主等 該当事項はありません。 役員及び個人主要投資主等 該当事項はありません。 子会社等 該当事項はありません。 兄弟会社等 該当事項はありません。	同左

## (投資口1口当たり情報)

前期 〔自平成19年1月1日 至平成19年6月30日〕	当期 〔自平成19年7月1日 至平成19年12月31日〕
1口当たり純資産額 548,331円	1口当たり純資産額 548,486円
1口当たり当期純利益金額 17,692円	1口当たり当期純利益金額 17,845円
潜在投資口調整後1口当たり当期純利益金額については、潜在投資口がないため記載しておりません。	潜在投資口調整後1口当たり当期純利益金額については、潜在投資口がないため記載しておりません。

(注)1口当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前期 〔自平成19年1月1日 至平成19年6月30日〕	当期 〔自平成19年7月1日 至平成19年12月31日〕
当期純利益金額 (千円)	1,953,272	1,970,099
普通投資主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通投資口に係る当期純利益金額 (千円)	1,953,272	1,970,099
期中平均投資口数 (口)	110,400	110,400

（重要な後発事象）

前期 〔自平成19年1月1日 至平成19年6月30日〕	当期 〔自平成19年7月1日 至平成19年12月31日〕										
<p>該当事項はありません。</p>	<p>1. 資産運用会社の株主の異動</p> <p>本資産運用会社は平成20年2月18日開催の取締役会において、三井不動産株式会社が日本たばこ産業株式会社から本資産運用会社の発行済株式のすべてを取得することを承認しました。株主異動の日程は以下のとおりです。</p> <p>平成20年2月18日：資産運用会社の取締役会において株主異動の承認</p> <p>平成20年2月18日：日本たばこ産業株式会社及び三井不動産株式会社による株式譲渡契約締結</p> <p>平成20年3月24日：株式譲渡</p> <p>2. 新投資口の発行</p> <p>平成20年2月18日開催の役員会において、下記のとおり新投資口発行を決議いたしました。</p> <p>A. 第三者割当による新投資口発行（注）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">募集方法</td> <td style="text-align: right;">第三者割当</td> </tr> <tr> <td>発行新投資口数</td> <td style="text-align: right;">14,600口</td> </tr> <tr> <td>発行価額（払込金額）</td> <td style="text-align: right;">1口当たり661,000円</td> </tr> <tr> <td>発行価額の総額</td> <td style="text-align: right;">9,650,600,000円</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td style="text-align: right;">平成20年3月24日</td> </tr> </table> <p>（注）第三者割当における発行数の全部又は一部につき申し込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。</p> <p>B. 調達資金の使途</p> <p>今回の第三者割当に係る調達資金については、本投資法人による新たな特定資産の取得に伴う借入金の一部返済に充当します。</p>	募集方法	第三者割当	発行新投資口数	14,600口	発行価額（払込金額）	1口当たり661,000円	発行価額の総額	9,650,600,000円	払込期日	平成20年3月24日
募集方法	第三者割当										
発行新投資口数	14,600口										
発行価額（払込金額）	1口当たり661,000円										
発行価額の総額	9,650,600,000円										
払込期日	平成20年3月24日										

## (2) 発行済投資口数の増減

当期までの発行済投資口数及び出資総額増減状況は以下のとおりです。

年月日	摘要	発行済投資口数(口)		出資総額(百万円) (注1)		備考
		増加口数	残高	増加額	残高	
平成16年5月12日	私募設立	400	400	200	200	(注2)
平成16年8月7日	公募増資	102,000	102,400	54,136	54,336	(注3)
平成16年9月8日	第三者割当増資	8,000	110,400	4,246	58,582	(注4)

(注1) 出資総額は百万円未満を切捨てた金額を記載しています。

(注2) 本投資法人の設立に際して、1口当たり発行価格500,000円にて投資口を発行しました。

(注3) 1口当たり発行価格550,000円(引受価額530,750円)にて、新規物件の取得資金の調達を目的として新投資口を発行しました。

(注4) 1口当たり発行価格530,750円にて、新規物件の取得資金の調達を目的として第三者割当により新投資口を発行しました。

## 4. 参考情報

## (1) 本投資法人の財産の構成

資産の種類	用途	地域	第6期 (平成19年6月30日現在)		第7期 (平成19年12月31日現在)	
			保有総額 (注2)(百万円)	対総資産比率 (注3)(%)	保有総額 (注2)(百万円)	対総資産比率 (注3)(%)
信託不動産	商業施設	首都圏(注1)	29,281	30.0	28,971	29.1
		その他地方都市	32,668	33.5	32,379	32.5
不動産	商業施設	首都圏(注1)	3,107	3.2	3,094	3.1
		その他地方都市	28,649	29.3	31,674	31.8
預金その他の資産			3,941	4.0	3,574	3.6
資産合計			97,648	100.0	99,694	100.0

	第6期 (平成19年6月30日現在)		第7期 (平成19年12月31日現在)	
	金額(注4) (百万円)	対総資産比率(注3) (%)	金額(注4) (百万円)	対総資産比率(注3) (%)
負債総額	37,112	38.0	39,141	39.3
純資産総額	60,535	62.0	60,552	60.7
資産総額	97,648	100.0	99,694	100.0

(注1) 「首都圏」とは東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県の上3県を指します。

(注2) 「保有総額」は、期末時点における貸借対照表計上額(信託不動産及び不動産については、減価償却後の帳簿価額)によっており、百万円未満を切捨てています。

(注3) 「対総資産比率」は、小数点第2位以下を四捨五入しています。

(注4) 「金額」は、期末時点における貸借対照表計上額によっており、百万円未満を切捨てています。

## (2) 不動産及び信託不動産の概要

## 不動産及び信託不動産の概要

本投資法人は以下の不動産及び不動産を信託財産とする信託受益権を保有しています。不動産及び信託財産である各不動産(以下「信託不動産」といいます。)の概要は以下のとおりです。

## (不動産及び信託不動産の概要1)

不動産等の名称	資産の種類	帳簿価額 (注1) (百万円)	賃貸可能面積 (㎡)	賃貸面積 (㎡)	稼働率 (注2) (%)	対総賃貸事業 収入比率(注2) (%)	主たる用途
イオン品川シーサイド ショッピングセンター	信託受益権	18,924	77,547.22	77,547.22	100.0	20.5	商業施設
マイカル茨木	信託受益権	17,069	148,666.78	148,666.78	100.0	19.6	商業施設
ジョイフルタウン岡山	信託受益権	10,563	66,574.67	66,574.67	100.0	12.6	商業施設
ジョイフルタウン秦野	信託受益権	8,609	79,504.88	79,504.88	100.0	10.6	商業施設
パピヨンプラザ	信託受益権	4,746	17,148.26	17,148.26	100.0	6.4	商業施設
上池台東急ストア	信託受益権	1,438	6,640.60	6,640.60	100.0	1.4	商業施設
ベルタウン丹波口駅前店	不動産	2,101	11,176.34	11,176.34	100.0	2.3	商業施設
イオンナゴヤドーム前 ショッピングセンター	不動産	24,378	154,766.57	154,766.57	100.0	21.1	商業施設
サミットストア滝野川 紅葉橋店	不動産	3,094	6,455.43	6,455.43	100.0	2.7	商業施設
スポーツクラブ ルネサンス広島	不動産	1,959	4,678.10	4,678.10	100.0	1.9	スポーツ施設
ジョイフルタウン 鳥栖(底地)	不動産	3,234	79,447.76	79,447.76	100.0	0.9	底地
合 計		96,120	652,606.61	652,606.61	100.0	100.0	

(注1) 帳簿価額は百万円未満を切捨てています。

(注2) 稼働率及び対総賃貸事業収入比率は、小数点第2位以下を四捨五入しています。

## (不動産及び信託不動産の概要2)

不動産等の名称	所在地(住居表示)	資産の種類	帳簿価額 (注1) (百万円)	期末算定 価額(注2) (百万円)
イオン品川シーサイド ショッピングセンター	東京都品川区東品川四丁目12番5号	信託受益権	18,924	22,200
マイカル茨木	(店舗棟・立体駐車場棟)大阪府茨木市松ヶ本町8番30号 (スポーツ棟)大阪府茨木市下穂積一丁目7番5号	信託受益権	17,069	25,400
ジョイフルタウン岡山	(イトーヨーカ堂棟)岡山県岡山市下石井二丁目10番2号 (セガ棟)岡山県岡山市下石井二丁目10番1号	信託受益権	10,563	12,700
ジョイフルタウン秦野	神奈川県秦野市入船町12番1号	信託受益権	8,609	11,900
パピヨンプラザ	福岡県福岡市博多区千代一丁目2番7号他	信託受益権	4,746	6,250
上池台東急ストア	東京都大田区上池台五丁目23番5号	信託受益権	1,438	1,820
ベルタウン丹波口駅前店	京都府京都市下京区中堂寺坊城町60番地他(注3)	不動産	2,101	2,770
イオンナゴヤドーム前 ショッピングセンター	愛知県名古屋市中区東区矢田南四丁目1番19号	不動産	24,378	27,900
サミットストア滝野川 紅葉橋店	東京都品川区滝野川四丁目1番18号	不動産	3,094	3,380
スポーツクラブ ルネサンス広島	広島県広島市南区皆実町二丁目8番24号	不動産	1,959	2,050
ジョイフルタウン 鳥栖(底地)	佐賀県鳥栖市本鳥栖町字下鳥栖537番1他(注3)	不動産	3,234	3,340
合 計			96,120	119,710

(注1) 帳簿価額は百万円未満を切捨てています。

(注2) 期末算定価額は、本投資法人の規約に定める資産評価の方法及び基準並びに社団法人投資信託協会の定める規則に基づき、不動産鑑定士による鑑定評価額又は調査価格を記載しています。

(注3) 登記簿上に記載された所在地を記載しています。

## (不動産及び信託不動産の概要3)

不動産等の名称	地域	第7期(自平成19年7月1日至平成19年12月31日)				
		テナント総数 期末時点(件)	主要テナント	稼働率(注2) 期末時点(%)	賃貸事業収入 (注3)期間中 (百万円)	対総賃貸事 業収入比率 (注2)(%)
イオン品川シーサイド ショッピングセンター	首都圏(注1)	1	イオン株式会社	100.0	751	20.5
ジョイフルタウン秦野		1	イオン株式会社	100.0	389	10.6
上池台東急ストア		1	株式会社東急ストア	100.0	53	1.4
サミットストア滝野川紅葉橋店		1	サミット株式会社	100.0	99	2.7
マイカル茨木	その他地方都市	1	株式会社マイカル	100.0	717	19.6
ジョイフルタウン岡山		2	株式会社イトーヨーカ堂	100.0	461	12.6
パピヨンプラザ		2	大和情報サービス株式会社	100.0	233	6.4
ベルタウン丹波口駅前店		1	株式会社マツモト	100.0	84	2.3
イオンナゴヤドーム前 ショッピングセンター		1	イオン株式会社	100.0	773	21.1
スポーツクラブルネサンス広島		1	株式会社ルネサンス	100.0	68	1.9
ジョイフルタウン鳥栖(底地)		1	大和リース株式会社	100.0	34	0.9
合計			13		100.0	3,667

(注1)「首都圏」とは東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県の一都三県を指します。

(注2)稼働率及び対総賃貸事業収入比率は、小数点第2位以下を四捨五入しています。

(注3)賃貸事業収入は百万円未満を切捨てています。

## 個別不動産及び信託不動産の概要

本投資法人が平成19年12月31日現在保有する不動産及び信託不動産の個別の概要は、以下のとおりです。なお、以下に記載する各不動産及び信託不動産に関する「資産の概要」における記載事項に関する説明は以下のとおりです。

## 「資産の概要」に関する説明

- ・「取得価格」は、当該不動産等の取得に要した諸費用(仲介手数料、公租公課等)を含まない金額を記載しています。
- ・「期末算定価額」は、毎決算日を価格時点とする財団法人日本不動産研究所作成の不動産鑑定評価書または調査価格書に基づいています。当該算定価額は、一定時点における評価者の判断と意見であり、その内容の妥当性、正確性及び当該算定価額での取引可能性等を保証するものではありません。
- ・「所在地」は、特に断りのない限り住居表示を記載しています。土地の「面積」並びに建物の「構造/階数」、「建築時期」、「延床面積」及び「用途」は、登記簿上の記載に基づいています。
- ・「用途地域」は、都市計画法(昭和43年法律第100号。その後の改正を含みます。)第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。
- ・「容積率」は、建築基準法(昭和25年法律第201号。その後の改正を含みます。)(以下「建築基準法」といいます。)第52条に定められる、建築物の延床面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる容積率の上限を記載しています。
- ・「建ぺい率」は、建築基準法第53条に定められる、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる建ぺい率の上限を記載しています。

## 「損益状況」に関する説明

- ・記載している数値はいずれも百万円未満を切捨てています。

## イオン品川シーサイドショッピングセンター

資産の概要					
資産の種類	不動産信託受益権		取得価格	20,100百万円	
取得年月日	平成16年8月9日		期末算定価額	22,200百万円	
所在地(住居表示) 東京都品川区東品川四丁目12番5号					
建物	構造/階数 (注1)	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付10階建	土地	面積	一棟建物の敷地 39,985.31 m <sup>2</sup> 持分を有する敷地 22,599.20 m <sup>2</sup> (うち共有持分割合 0.311465)
	建築時期(注1)	平成14年9月30日		用途地域	準工業地域
	延床面積	一棟建物全体 285,791.13 m <sup>2</sup> 専有部分 75,047.77 m <sup>2</sup>		容積率	599.06% (注2)
	用途	店舗・駐車場		建ぺい率	50% (注2)
	所有形態	区分所有権		所有形態	分有(共有)
<b>特記事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>本物件は、東品川四丁目第一地区第一種市街地再開発事業地内A1街区(品川シーサイドフォレスト)に位置する地上部5棟、及び地域冷暖房施設・駐車場施設からなる一棟の建物のうち、「店舗棟」に該当する専有部分及び当該専有部分が有する敷地共有持分です。</li> <li>本物件の信託受託者は、数筆に分かれた敷地のすべてについて敷地共有持分を有しているわけではなく(いわゆる分有)、敷地権の登記もなされていませんが、管理規約において、将来も現在の分有形態を継承すること、区分所有建物が存続中無償で敷地所有者間で相互に使用できることが定められています。</li> <li>区分所有者間の管理規約により、敷地利用権又は共有部分の分割請求は禁止されています。また、敷地利用権と専有部分の分離処分、及び専有部分と共用部分等の共有持分を分離しての譲渡・抵当権設定等の処分は禁止されています。</li> <li>本土地の一部(1,648.37 m<sup>2</sup>)に東京臨海高速鉄道株式会社を地上権者として、鉄道構築物保護及び設置を目的とする区分地上権が設定されています。</li> </ul>					
<b>注記</b> (注1) 不動産信託受益権の対象となる専有部分についての情報です。 (注2) 東品川四丁目地区再開発地区計画A1街区における制限です。					

## (損益状況)

(単位:百万円)

運用期間	第3期 (平成17年7月1日~ 平成17年12月31日)	第4期 (平成18年1月1日~ 平成18年6月30日)	第5期 (平成18年7月1日~ 平成18年12月31日)	第6期 (平成19年1月1日~ 平成19年6月30日)	第7期 (平成19年7月1日~ 平成19年12月31日)
賃貸事業収入	737	745	745	745	751
賃料収入	737	745	745	745	751
その他収入	-	-	-	-	-
賃貸事業費用	327	320	323	324	323
公租公課	96	89	89	89	89
外注委託費	26	26	28	26	26
損害保険料	2	2	2	2	2
修繕費	0	0	0	3	2
減価償却費	201	201	201	201	201
その他賃貸事業費用	0	0	0	0	0
賃貸事業利益	409	424	421	420	428
NOI(賃貸事業利益+ 減価償却費)	611	626	623	622	630

## マイカル茨木

資産の概要					
資産の種類	不動産信託受益権		取得価格	18,100百万円	
取得年月日	平成16年8月9日		期末算定価額	25,400百万円	
所在地(住居表示) (店舗棟・立体駐車場棟)大阪府茨木市松ヶ本町8番30号 (スポーツ棟)大阪府茨木市下穂積一丁目7番5号					
建物	構造/階数	(店舗棟) 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根・ 合金メッキ鋼板葺地下1階付5階 建 (立体駐車場棟)(注) 鉄骨造陸屋根6階建 (スポーツ棟) 鉄骨鉄筋コンクリート造合金メッ キ鋼板葺4階建		土地	面積
	建築時期	平成12年11月30日		用途地域	準工業地域
	延床面積	83,369.99㎡	55,346.67㎡	容積率	200%
	用途	店舗・映画館・図書館 駐車場 スポーツセンター・公衆浴場・ 集会所		建ぺい率	60%
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
<b>特記事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本物件に関し、茨木市との間で使用貸借契約が締結されており、茨木市が本建物の一部を図書館(1,317.02㎡)及びコミュニティセンター(594.18㎡)として使用しています。なお、本施設の使用に伴う保安・火災予防の一切の責任及び費用負担、茨木市の責めに帰すべき損傷の修理及び通常の使用の結果生じる故障・磨耗・滅失等のため貸主資産に関する修理、茨木市が使用するうえで必要となる水道・光熱費・冷暖房空調費・電話使用料・清掃費・その他茨木市が設置する付帯設備の法定点検及び維持管理に関する費用は茨木市が負担します。</li> <li>・本土の一部(貸付面積:1,511.83㎡)に関し、茨木市との間で土地使用貸借契約が締結されており、茨木市が道路法(昭和27年法律第180号。その後の改正を含みます。)に基づき道路、付属物及び歩行者用通路として無償で使用しています。なお、当該無償使用部分の維持管理は、茨木市が行います。</li> <li>・本土(松ヶ本町82番2及び下穂積一丁目148番1)の間に大阪府道(大阪高槻京都線14号)があり、大阪府から道路占用の許可を受け、当該土地の地下を地下通路として使用しています。</li> <li>・本土の一部(松ヶ本町82番2及び岩倉町1093番3)は、松ヶ本南遺跡に指定されており、本建物が建築されている部分以外の土地に建物を建築する場合は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。その後の改正を含みます。)(以下「文化財保護法」といいます。)に基づき試掘調査を行う必要があります。また、本土に関し、500㎡以上の開発行為を行う場合には、文化財保護法に基づき試掘調査を行う必要があります。</li> <li>・松ヶ本町82番2の土地の南側隣接地より堀の一部が本土地上に越境しています。</li> </ul>					
<b>注記</b> (注) 立体駐車場棟は、店舗棟の付属建物です。					

## (損益状況)

(単位:百万円)

運用期間	第3期 (平成17年7月1日～ 平成17年12月31日)	第4期 (平成18年1月1日～ 平成18年6月30日)	第5期 (平成18年7月1日～ 平成18年12月31日)	第6期 (平成19年1月1日～ 平成19年6月30日)	第7期 (平成19年7月1日～ 平成19年12月31日)
賃貸事業収入	679	679	679	717	717
賃料収入	676	676	676	714	714
その他収入	2	2	2	2	2
賃貸事業費用	291	284	288	284	284
公租公課	107	100	100	100	100
外注委託費	1	1	2	1	1
損害保険料	1	1	1	1	1
修繕費		-	2	0	0
減価償却費	180	180	180	180	180
その他賃貸事業費用	0	0	0	0	0
賃貸事業利益	387	395	391	433	432
NOI(賃貸事業利益+ 減価償却費)	568	576	571	613	613



## ジョイフルタウン岡山

資産の概要					
資産の種類	不動産信託受益権		取得価格	11,000百万円	
取得年月日	平成16年8月9日		期末算定価額	12,700百万円	
所在地(住居表示) (イトーヨーカ堂棟)岡山県岡山市下石井二丁目10番2号 (セガ棟)岡山県岡山市下石井二丁目10番1号					
建物	構造/階数	(イトーヨーカ堂棟) 鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地 下1階付5階建 (セガ棟) 鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺3 階建	土地	面積	38,005.17㎡
	建築時期	平成10年10月26日 平成10年7月10日		用途地域	商業地域
	延床面積	46,121.19㎡ 9,713.66㎡		容積率	(400%/600%)(注)
	用途	店舗 遊技場・店舗		建ぺい率	80%
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
<b>特記事項</b> ・「ジョイフルタウン」に係る商標権は、日本たばこ産業株式会社が保有しています。本物件の信託受託者は、日本たばこ産業株式会社から当該商標権の使用許諾を受けています。					
<b>注記</b> (注) 東側接面道路(市道 南方・柳町線(通称:市役所筋))境界線から50m以内の区域の容積率は600%です。					

## (損益状況)

(単位:百万円)

運用期間	第3期 (平成17年7月1日~ 平成17年12月31日)	第4期 (平成18年1月1日~ 平成18年6月30日)	第5期 (平成18年7月1日~ 平成18年12月31日)	第6期 (平成19年1月1日~ 平成19年6月30日)	第7期 (平成19年7月1日~ 平成19年12月31日)
賃貸事業収入	461	461	461	461	461
賃料収入	461	461	461	461	461
その他収入	-	-	-	-	-
賃貸事業費用	188	195	188	185	183
公租公課	94	88	90	89	89
外注委託費	1	1	1	1	1
損害保険料	0	0	0	0	0
修繕費	1	13	5	3	0
減価償却費	90	90	90	90	90
その他賃貸事業費用	-	-	-	-	-
賃貸事業利益	273	266	273	276	278
NOI(賃貸事業利益+ 減価償却費)	363	356	363	366	369

## ジョイフルタウン秦野

資産の概要						
資産の種類	不動産信託受益権		取得価格	9,300百万円		
取得年月日	平成16年8月9日		期末算定価額	11,900百万円		
所在地(住居表示) 神奈川県秦野市入船町12番1号						
建物	構造/階数 (注1)	(本館)鉄骨造陸屋根4階建 (別館)鉄骨造陸屋根4階建 (倉庫)軽量鉄骨造合金メッキ鋼板 葺平家建		土地	面積	47,563.40㎡
	建築時期	(本館)平成7年11月10日 (別館)平成11年7月15日 (倉庫)平成17年11月21日			用途地域	準工業地域/近隣商業地域(注2)
	延床面積	(本館)52,148.39㎡ (別館)19,507.85㎡ (倉庫)95.88㎡			容積率	(200%/200%)
	用途	店舗・駐車場			建ぺい率	(60%/80%)
	所有形態	所有権			所有形態	所有権
<b>特記事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>本土地に関し、秦野市との間で「遊歩道の使用及び管理に関する協定書」が締結されており、秦野市が本土地の一部を遊歩道として無償で使用しています。</li> <li>本土地に関し、秦野市との間で「(土地)貸付契約書」が締結されており、秦野市が本土地の一部(1,500.25㎡)を公共施設(コミュニティセンター)用地として無償で使用しています。</li> <li>本土地は、202号根入船町遺跡に指定されており、本土地に関して建物等の建築及び道路等の築造を行う場合は、文化財保護法に基づき、事前に試掘調査を行う必要があります。</li> <li>「ジョイフルタウン」に係る商標権は、日本たばこ産業株式会社が保有しています。本物件の信託受託者は、日本たばこ産業株式会社から当該商標権の使用許諾を受けています。</li> </ul>						
<b>注記</b> (注1) 別館及び倉庫は本館の付属建物です。別館及び倉庫の他に以下の付属建物があります。 変電室：鉄筋コンクリート造陸屋根平家建、延床面積192.00㎡ 店舗：鉄骨造垂鉛メッキ鋼板葺平家建、延床面積157.50㎡ 店舗：鉄骨造コンクリート屋根平家建、延床面積147.20㎡ (注2) 本土地の一部(72.72㎡及び94.74㎡)は、東側県道拡幅予定線から30mまでの区域が近隣商業地域となっています。						

## (損益状況)

(単位：百万円)

運用期間	第3期 (平成17年7月1日～ 平成17年12月31日)	第4期 (平成18年1月1日～ 平成18年6月30日)	第5期 (平成18年7月1日～ 平成18年12月31日)	第6期 (平成19年1月1日～ 平成19年6月30日)	第7期 (平成19年7月1日～ 平成19年12月31日)
賃貸事業収入	388	389	389	389	389
賃料収入	388	389	389	389	389
その他収入	0	0	0	0	0
賃貸事業費用	179	178	180	177	186
公租公課	52	47	47	47	47
外注委託費	1	1	2	1	1
損害保険料	2	2	2	2	2
修繕費	4	7	8	6	14
減価償却費	119	119	119	119	119
その他賃貸事業費用	0	0	0	0	0
賃貸事業利益	209	210	208	212	203
NOI(賃貸事業利益+ 減価償却費)	328	330	328	331	322

## パピヨンプラザ

資産の概要					
資産の種類	不動産信託受益権		取得価格	4,810百万円	
取得年月日	平成16年8月9日		期末算定価額	6,250百万円	
所在地(住居表示) 福岡県福岡市博多区千代一丁目2番7号他					
建物 (全13棟)	構造/階数	鉄骨造スレート葺平家建他(注1)	土地	面積	44,458.71㎡
	建築時期	平成5年11月29日		用途地域	第二種住居地域/商業地域(注2)
	延床面積	17,037.66㎡(注1)		容積率	(200%/400%)
	用途	店舗・事務所・倉庫		建ぺい率	(60%/80%)
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
<b>特記事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本土の一部(1,400㎡)に関し、福岡市との間で土地使用貸借契約(契約期間:平成5年12月3日から15年間)が締結されており、福岡市が公園として無償で使用しています。</li> <li>・本土のいずれかの一部(1,400㎡)に関し、福岡市との間で、商業等再開発を行うに当たっては福岡市に対して無償で譲渡する旨の覚書を締結しています。</li> <li>・本土は、堅粕遺跡群に指定されており、本土に関して、再開発を行う場合には、発掘作業が必要となる可能性があります。</li> <li>・本建物は、大規模集客施設であり、都市計画法に定める特定大規模建築物に該当するところ、本土の用途地域が商業施設と第2種住居地域で第2種住居地域が過半となっているため、平成19年11月に行われた都市計画法の改正に伴い、建築基準法上の既存不適格建築物となっています。</li> </ul>					
<b>注記</b> <p>(注1) 上記延床面積は本土に所在する全建物(13棟)の延床面積の合計です。各建物の名称、延床面積及び構造は以下の通りです。            ロイヤルホームセンター(延床面積:5,155.8㎡(事務所(管理棟)及び機械室を含みます。))、構造:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建及びコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建)、トイザラス(延床面積:4,074.48㎡、構造:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建)、積文館イチ・ニ・イチ(延床面積:808.39㎡、構造:鉄骨造スレート葺平家建)、KSプラザ(延床面積:837.68㎡、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建)、ミスタードーナツ(延床面積:142.61㎡、鉄骨造スレート葺平家建)、マクドナルド(延床面積:283.45㎡、軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建)、ケンタッキーフライドチキン(延床面積:200.60㎡、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建)、ザ・かつ(延床面積:161.65㎡、鉄骨造スレート葺平家建)、ロイヤルホスト(延床面積:349.41㎡、鉄骨造スレート葺平家建)、セガワールド(延床面積:1,070.92㎡、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建)、ユニクロ(延床面積:675.00㎡、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建)、オートボックス(延床面積:1,367.83㎡、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付2階建)、エコモール&amp;ブックオフ(延床面積:1,909.84㎡、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建)</p> <p>(注2) 本土は、北側県道(県道607号)との境界線から30mまでの区域は商業地域であり、30mを超える区域は第二種住居地域となっています。</p>					

## (損益状況)

(単位:百万円)

運用期間	第3期 (平成17年7月1日~ 平成17年12月31日)	第4期 (平成18年1月1日~ 平成18年6月30日)	第5期 (平成18年7月1日~ 平成18年12月31日)	第6期 (平成19年1月1日~ 平成19年6月30日)	第7期 (平成19年7月1日~ 平成19年12月31日)
賃貸事業収入	232	233	233	233	233
賃料収入	232	233	233	233	233
その他収入	-	-	-	-	-
賃貸事業費用	66	78	67	57	57
公租公課	37	36	36	36	36
外注委託費	0	1	1	0	0
損害保険料	0	0	0	0	0
修繕費	7	20	8	-	0
減価償却費	20	20	20	20	20
その他賃貸事業費用	-	-	0	0	0
賃貸事業利益	166	154	165	175	175
NOI(賃貸事業利益+ 減価償却費)	186	174	185	195	195

## 上池台東急ストア

資産の概要					
資産の種類	不動産信託受益権		取得価格	1,490百万円	
取得年月日	平成16年8月9日		期末算定価額	1,820百万円	
所在地(住居表示) 東京都大田区上池台五丁目23番5号					
建物	構造/階数	鉄骨造陸屋根4階建		土地	面積
	建築時期	平成14年3月20日			用途地域
	延床面積	6,517.49㎡			容積率
	用途	店舗・駐車場			建ぺい率
	所有形態	所有権			所有形態
特記事項 なし					
注記 (注) 敷地北西側道路拡幅予定線から20mまでの区域は近隣商業地域、20mを超える区域は準工業地域となっています。					

## (損益状況)

(単位:百万円)

運用期間	第3期 (平成17年7月1日～ 平成17年12月31日)	第4期 (平成18年1月1日～ 平成18年6月30日)	第5期 (平成18年7月1日～ 平成18年12月31日)	第6期 (平成19年1月1日～ 平成19年6月30日)	第7期 (平成19年7月1日～ 平成19年12月31日)
賃貸事業収入	53	53	53	53	53
賃料収入	53	53	53	53	53
その他収入	-	-	-	-	-
賃貸事業費用	15	15	16	15	15
公租公課	5	5	5	5	5
外注委託費	0	0	0	0	0
損害保険料	0	0	0	0	0
修繕費	-	-	0	-	-
減価償却費	10	10	10	10	10
その他賃貸事業費用	-	-	-	-	-
賃貸事業利益	37	37	36	37	37
NOI(賃貸事業利益+ 減価償却費)	47	47	46	47	47

## ベルタウン丹波口駅前店

資産の概要						
資産の種類	不動産		取得価格	2,130百万円		
取得年月日	平成17年8月29日		期末算定価額	2,770百万円		
所在地(注1) (A敷地)京都府京都市下京区中堂寺坊城町60番地、61番地 (B敷地)京都府京都市下京区中堂寺北町70番地						
建物	構造/階数	(A敷地)鉄骨造陸屋根3階建 (B敷地)鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建		土地	面積	(A敷地)4,468.42㎡ (B敷地)2,699.32㎡
	建築時期	平成17年8月18日			用途地域	商業地域
	延床面積	(A敷地)10,184.00㎡ (B敷地)933.00㎡			容積率	(400%/600%)(注2)
	用途	店舗・駐車場			建ぺい率	80%
	所有形態	所有権			所有形態	所有権
特記事項 なし						
注記 (注1) 所在地は登記簿上の記載となっています。 (注2) B敷地は五条通りの道路境界から30m以内の区域の容積率は600%です。						

## (損益状況)

(単位:百万円)

運用期間	第3期 (平成17年7月1日~ 平成17年12月31日)	第4期 (平成18年1月1日~ 平成18年6月30日)	第5期 (平成18年7月1日~ 平成18年12月31日)	第6期 (平成19年1月1日~ 平成19年6月30日)	第7期 (平成19年7月1日~ 平成19年12月31日)
賃貸事業収入	57	84	84	84	84
賃料収入	57	84	84	84	84
その他収入	-	-	-	-	-
賃貸事業費用	10	21	21	21	21
公租公課	-	8	8	8	8
外注委託費	0	0	0	0	0
損害保険料	0	0	0	0	0
修繕費	-	-	-	-	-
減価償却費	9	11	11	11	11
その他賃貸事業費用	-	-	-	-	-
賃貸事業利益	47	63	63	63	63
NOI(賃貸事業利益+ 減価償却費)	56	75	75	75	75

## イオンナゴヤドーム前ショッピングセンター

資産の概要						
資産の種類	不動産		取得価格	24,800百万円		
取得年月日	平成18年3月23日		期末算定価額	27,900百万円		
所在地(住居表示)	愛知県名古屋市東区矢田南四丁目1番19号					
建物	構造/階数	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 6階建		土地	面積	62,732.85 m <sup>2</sup>
	建築時期	平成18年3月8日			用途地域	準工業地域
	延床面積	135,361.88 m <sup>2</sup>			容積率	200%(注)
	用途	店舗・駐車場			建ぺい率	60%
	所有形態	所有権			所有形態	所有権
<b>特記事項</b> 本土地の一部(2,399.28 m <sup>2</sup> 、実測面積)について、名古屋市との間で土地使用貸借契約が締結されており、名古屋市が道路法に基づく道路として無償で使用しております。なお、当該道路の維持管理は名古屋市が行います。						
<b>注記</b> (注) 西側道路境界線から30m 迄は300%です。						

## (損益状況)

(単位:百万円)

運用期間	第3期 (平成17年7月1日～ 平成17年12月31日)	第4期 (平成18年1月1日～ 平成18年6月30日)	第5期 (平成18年7月1日～ 平成18年12月31日)	第6期 (平成19年1月1日～ 平成19年6月30日)	第7期 (平成19年7月1日～ 平成19年12月31日)
賃貸事業収入	-	420	773	773	773
賃料収入	-	420	773	773	773
その他収入	-	-	-	-	-
賃貸事業費用	-	130	196	302	303
公租公課	-	-	-	105	105
外注委託費	-	0	0	0	1
損害保険料	-	0	1	1	1
修繕費	-	-	-	-	-
減価償却費	-	129	193	194	194
その他賃貸事業費用	-	-	-	-	-
賃貸事業利益	-	289	577	471	470
NOI(賃貸事業利益+ 減価償却費)	-	418	771	665	664

## サミットストア滝野川紅葉橋店

資産の概要						
資産の種類	不動産		取得価格	3,100百万円		
取得年月日	平成18年9月29日		期末算定価額	3,380百万円		
所在地(住居表示)	東京都北区滝野川四丁目1番18号					
建物	構造/階数	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下2階付3階建		土地	面積	1,905.97㎡(注)
	建築時期	平成18年9月20日			用途地域	近隣商業地域、第一種住居地域、第一種中高層住居専用地域
	延床面積	6,360.91㎡			容積率	(400%/300%/150%)
	用途	店舗・駐車場			建ぺい率	(80%/60%/60%)
	所有形態	所有権			所有形態	所有権
<b>特記事項</b> 本土地の一部(361.07㎡)について、都市計画緑地の指定があり、4階以上及び地階を有する建物は建築できません。						
<b>注記</b> (注)土地面積には西側2項道路(建築基準法第42条第2項による道路)によるセットバック済の面積(1.34㎡)を含んでいます。						

## (損益状況)

(単位:百万円)

運用期間	第3期 (平成17年7月1日～ 平成17年12月31日)	第4期 (平成18年1月1日～ 平成18年6月30日)	第5期 (平成18年7月1日～ 平成18年12月31日)	第6期 (平成19年1月1日～ 平成19年6月30日)	第7期 (平成19年7月1日～ 平成19年12月31日)
賃貸事業収入	-	-	50	99	99
賃料収入	-	-	50	99	99
その他収入	-	-	-	-	-
賃貸事業費用	-	-	8	19	19
公租公課	-	-	-	7	7
外注委託費	-	-	0	0	0
損害保険料	-	-	0	0	0
修繕費	-	-	-	-	-
減価償却費	-	-	8	12	12
その他賃貸事業費用	-	-	-	-	-
賃貸事業利益	-	-	41	79	79
NOI(賃貸事業利益+ 減価償却費)	-	-	49	91	91

## スポーツクラブネサンス広島

資産の概要						
資産の種類	不動産		取得価格	1,940百万円		
取得年月日	平成19年4月13日		期末算定価額	2,050百万円		
所在地(住居表示)	広島県広島市南区皆実町二丁目8番24号					
建物	構造/階数	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建		土地	面積	6,055.14 m <sup>2</sup>
	建築時期	平成3年3月18日			用途地域	工業地域
	延床面積	4,516.25 m <sup>2</sup>			容積率	200%
	用途	体育館			建ぺい率	60%
	所有形態	所有権			所有形態	所有権
特記事項 なし						
注記 なし						

## (損益状況)

(単位:百万円)

運用期間	第3期 (平成17年7月1日~ 平成17年12月31日)	第4期 (平成18年1月1日~ 平成18年6月30日)	第5期 (平成18年7月1日~ 平成18年12月31日)	第6期 (平成19年1月1日~ 平成19年6月30日)	第7期 (平成19年7月1日~ 平成19年12月31日)
賃貸事業収入	-	-	-	29	68
賃料収入	-	-	-	29	68
その他収入	-	-	-	-	-
賃貸事業費用	-	-	-	5	42
公租公課	-	-	-	-	-
外注委託費	-	-	-	0	1
損害保険料	-	-	-	0	0
修繕費	-	-	-	-	31
減価償却費	-	-	-	5	10
その他賃貸事業費用	-	-	-	-	-
賃貸事業利益	-	-	-	23	26
NOI(賃貸事業利益+ 減価償却費)	-	-	-	29	36



## ジョイフルタウン鳥栖(底地)

資産の概要					
資産の種類	不動産		取得価格	3,178.8百万円	
取得日	平成19年11月8日		期末算定価額	3,340百万円	
所在地(登記簿表示)	佐賀県鳥栖市本鳥栖町下鳥栖537番1、上鳥栖813番1				
建物	構造/階数		土地	面積(注)	79,774.57㎡
	建築時期			用途地域	商業地域
	延床面積			容積率	400%
	用途			建ぺい率	80%
	所有形態			所有形態	所有権
<p>特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ジョイフルタウン」に係る商標権は、日本たばこ産業株式会社が保有しています。本投資法人は、日本たばこ産業株式会社から当該商標権の使用許諾を受けています。</li> <li>・本土側南側の一部(200.34㎡)及び東側の一部(126.47㎡)について、鳥栖市に対し県道敷等としての使用を承諾しており、店舗撤退までの当該地の維持・管理は佐賀県が行うこととされています。将来店舗が撤退する場合、佐賀県と協議し自費工事にて当初どりの道路形態に復旧する必要があります。</li> <li>・本土側の一部と隣接地との境界が確定していません。</li> <li>・本土側には、鳥栖市との協議により、本土側近接の雨水排水等に対する水路確保のため、水路を設置しています。</li> <li>・本土側は、京町遺跡(弥生~中世(集落跡、墳墓))に該当しており、前所有者と鳥栖市との間では、調査が完了した約12,000㎡以外の約18,000㎡について、将来建造物構築などの現状変更を行う場合は、その計画段階においてあらかじめ鳥栖市に届出のうえ、必要な協議を行うことが合意されています。</li> <li>・本土側北側には、都市計画道路(3・4・104 飯田蔵上線、計画幅員20m、計画決定済。)が存在しますが、道路になる部分の面積は未確定です。</li> <li>・本土側において、日本たばこ産業株式会社が本建物下を除く敷地で土壌環境調査を実施した結果、敷地の一部の旧表層面から土壌汚染対策法に基づく鉛及び砒素の溶出量の基準値の超過が確認された旨の報告を受けています。現状は本土側が全体的に建物、アスファルト舗装又は植栽土で覆われているため、当該利用状況が継続される限り、かかる鉛又は砒素の直接摂取による健康被害リスクはないと判断されますが、将来建物等を再建築する際に汚染土壌を構外に搬出する場合には、関係法令を遵守し適正に処理する必要がある旨の報告を受けています。なお、本投資法人は、デューデリジェンスの一環として土壌環境調査内容について応用地質株式会社へ再評価を委託しており、その評価においても問題がない旨の報告を受けています。更に、本投資法人は、前所有者が工場として使用していた当時の建物基礎が本土側の地中に一部存置している旨の報告を受けています。現状は概ね駐車場として利用されており、当該利用状況が継続される限りでは問題とならないことを確認しています。なお、本投資法人は、取得に当たり、将来建物等を再建築する際に必要となる土壌汚染対策費及び地中障害物除去費の見積を平成19年8月21日付で株式会社竹中工務店から取得しており、取得価格は、取得時の鑑定評価額から当該見積額(161.2百万円)を減じた価格としています。</li> <li>・本土側の北東側隣接地から作業場屋根の一部が、南東側隣接地から建物の屋根が、それぞれ本土側に越境しています。本投資法人は、今後対象となる隣接地の所有者等と越境に関する覚書を締結する方針です。</li> </ul>					
<p>注記</p> <p>(注) 登記簿上の面積を記載しております。</p>					

## (損益状況)

(単位:百万円)

運用期間	第3期 (平成17年7月1日~ 平成17年12月31日)	第4期 (平成18年1月1日~ 平成18年6月30日)	第5期 (平成18年7月1日~ 平成18年12月31日)	第6期 (平成19年1月1日~ 平成19年6月30日)	第7期 (平成19年7月1日~ 平成19年12月31日)
賃貸事業収入	-	-	-	-	34
賃料収入	-	-	-	-	34
その他収入	-	-	-	-	0
賃貸事業費用	-	-	-	-	-
公租公課	-	-	-	-	-
外注委託費	-	-	-	-	-
損害保険料	-	-	-	-	-
修繕費	-	-	-	-	-
減価償却費	-	-	-	-	-
その他賃貸事業費用	-	-	-	-	-
賃貸事業利益	-	-	-	-	34
NOI(賃貸事業利益+ 減価償却費)	-	-	-	-	34

## (3) 運用資産の資本的支出

## 資本的支出の予定

本投資法人が保有している不動産及び信託不動産に関して、平成19年12月31日現在計画している資本的支出の予定は以下のとおりです。なお、下記の工事予定金額には、会計上費用処理される部分が含まれています。

不動産等の名称	所在地	目的	予定期間	工事予定金額(百万円)		
				総額	当期支払額	既支払総額
イオン品川シーサイドショッピングセンター	東京都品川区	排水ポンプ交換工事	自平成20年6月 至平成20年6月	1		
ジョイフルタウン秦野	神奈川県秦野市	防煙垂壁耐震補強工事	自平成20年6月 至平成20年6月	1		
		雨水浸入防止工事	自平成20年3月 至平成20年3月	1		
		脱臭装置交換工事	自平成20年5月 至平成20年5月	5		
		エスカレータ保護板改修工事	自平成20年2月 至平成20年2月	0		
バビヨンプラザ	福岡県福岡市	屋根防水改修工事	自平成20年5月 至平成20年6月	2		
スポーツクラブルネサンス広島	広島県広島市	外構駐輪場整備工事	自平成20年1月 至平成20年2月	8		

## 期中に行った資本的支出

本投資法人が当期中に不動産及び信託不動産に対して行った資本的支出に該当する工事の概要は以下のとおりです。当期の資本的支出は24百万円であり、当期の費用に区分された修繕費50百万円と併せ、合計75百万円の工事を実施しています。

不動産等の名称	所在地	目的	期間	工事金額(百万円)
イオン品川シーサイドショッピングセンター	東京都品川区	厨房排水槽内フロア及び排水ポンプ交換工事	自平成19年8月 至平成19年8月	0
		駐輪場下スロープ照明用回路改修工事	自平成19年11月 至平成19年11月	0
ジョイフルタウン岡山	岡山県岡山市	エスカレータ保護板改修工事	自平成19年11月 至平成19年12月	2
ジョイフルタウン秦野	神奈川県秦野市	防煙垂壁耐震補強工事	自平成19年10月 至平成19年12月	20
		エスカレータ保護板改修工事	自平成19年12月 至平成19年12月	1
合計				24

## 長期修繕計画のために積立てた金銭(修繕積立金)

本投資法人は、物件毎に策定している長期修繕計画に基づき、期中のキャッシュフローの中から、中長期的な将来の大規模修繕等に充当するための金銭の積立てを行っています。

営業期間	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
	自平成17年7月1日 至平成17年12月31日	自平成18年1月1日 至平成18年6月30日	自平成18年7月1日 至平成18年12月31日	自平成19年1月1日 至平成19年6月30日	自平成19年7月1日 至平成19年12月31日
前期末積立金残高	100百万円	100百万円	100百万円	100百万円	100百万円
当期積立額					
当期積立金取崩額					
次期繰越額	100百万円	100百万円	100百万円	100百万円	100百万円

## (4) 主要なテナントの概要

## 主要なテナント

平成19年12月31日現在において、全賃貸面積の10%以上を占める大口テナントは以下のとおりです。

テナント名	イオン株式会社	
物件名	イオン品川シーサイドショッピングセンター	
業種	総合スーパー	<b>契約更改</b> ・期間満了の1年前までに、賃貸人又は賃借人が相手方に対して、書面による更新拒絶の意思表示をしないときは、本契約は同一条件で更に2年間更新され、以降この例によります。 <b>その他</b> ・保証金は、平成24年10月10日まで無利息にて据置き、平成24年10月11日を第1回返還日として以降10か年にわたり毎年10月11日に年利1%の利息を付して年賦均等返還します。
当期実績賃料 (消費税別)	751百万円	
賃貸面積	77,547.22㎡	
契約期間	20年間(平成34年10月10日まで)	
敷金・保証金	2,150百万円(敷金) 5,030百万円(保証金)	

テナント名	イオン株式会社	
物件名	ジョイフルタウン秦野	
業種	総合スーパー	<b>契約更改</b> ・期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して書面による更新拒絶の意思表示をしないときは、本契約は原則として同一条件で更に2年間更新され、以降この例によります。 <b>その他</b> ・特記すべき事項はありません。
当期実績賃料 (消費税別)	389百万円	
賃貸面積	79,504.88㎡	
契約期間	20年間(平成27年11月15日まで)	
敷金・保証金	656百万円(敷金)	

テナント名	イオン株式会社	
物件名	イオンナゴヤドーム前ショッピングセンター	
業種	総合スーパー	<b>契約更改</b> ・定期賃貸借契約は、更新を行わないものとします。ただし、賃貸人及び賃借人は、双方いずれかからの希望があり、かつ、双方の合意がある場合には、定期賃貸借契約の契約期間満了の翌日を始期とする新たな賃貸借契約を締結することができます。 <b>その他</b> ・保証金は、平成18年3月を第1回返還月として以降20か年にわたり無利息で月賦均等返還します。
当期実績賃料 (消費税別)	773百万円	
賃貸面積	154,766.57㎡	
契約期間	20年間(平成38年3月23日まで)	
敷金・保証金	1,922百万円(敷金) 6,984百万円(保証金)	

テナント名	株式会社マイカル	
物件名	マイカル茨木	
業種	総合スーパー	<b>契約更改</b> ・賃貸人及び賃借人は、合意のうえ、本契約を同一条件で20年間を限度として更新することができます。ただし、本建物及び設備等の大規模修繕については、協議のうえ決定します。 <b>その他</b> ・特記すべき事項はありません。
当期実績賃料 (消費税別)	717百万円	
賃貸面積	148,666.78㎡	
契約期間	20年間(平成32年12月31日まで)	
敷金・保証金	6,363百万円(敷金)	

テナント名	大和リース株式会社	
物件名	ジョイフルタウン鳥栖(底地)	
業種	リース	<p>契約更改</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸借期間満了により契約は終了し、更新はされません。ただし、賃貸人及び賃借人は協議のうえ賃貸借期間満了日の翌日を始期とする新たな事業用借地権設定契約を締結することができます。</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特記すべき事項はありません。</li> </ul>
当期実績賃料 (消費税別)	34 百万円	
賃貸面積	79,447.76 m <sup>2</sup>	
契約期間	20 年間(平成 39 年 11 月 7 日まで)	
敷金・保証金	512 百万円(敷金)	

## テナント一覧

本投資法人が平成19年12月31日現在保有する不動産及び信託不動産におけるテナントに対する賃貸面積等は以下のとおりです。

テナントの名称	物件の名称	契約期間	賃貸面積 (㎡)	比率(%)
イオン株式会社	イオン品川シーサイド ショッピングセンター	20年 (平成34年10月10日迄)	77,547.22	11.9
	ジョイフルタウン秦野	20年 (平成27年11月15日迄)	79,504.88	12.2
	イオンナゴヤドーム前 ショッピングセンター	20年 (平成38年3月23日迄)	154,766.57	23.7
株式会社マイカル	マイカル茨木	20年 (平成32年12月31日迄)	148,666.78	22.8
株式会社 イトーヨーカ堂	ジョイフルタウン岡山 (店舗)	20年 (平成30年11月5日迄)	48,375.54	7.4
	ジョイフルタウン岡山 (平面駐車場)	10年 (平成20年11月5日迄)	6,031.99	0.9
株式会社セガ	ジョイフルタウン岡山	10年 (平成20年7月17日迄)	12,167.14	1.9
大和情報サービス 株式会社	パビヨンプラザ	15年 (平成20年12月2日迄)	11,946.74 (注)	1.8
株式会社マツモト	ベルタウン丹波口駅前店	20年 (平成37年8月29日迄)	11,176.34	1.7
株式会社 東急ストア	上池台東急ストア	20年 (平成34年3月19日迄)	6,640.60	1.0
サミット株式会社	サミットストア滝野川紅葉橋店	20年 (平成38年9月29日迄)	6,455.43	1.0
ロイヤルホーム センター株式会社	パビヨンプラザ	4年8ヶ月 (平成20年12月2日迄)	5,201.52	0.8
株式会社ルネサンス	スポーツクラブルネサンス広島	10年 (平成28年7月31日迄)	4,678.10	0.7
大和リース株式会社	ジョイフルタウン鳥栖(底地)	20年 (平成39年11月7日迄)	79,447.76	12.2
合 計			652,606.61	100.0

(注)当該賃貸面積は、店舗及び管理棟の合計を記載しています。

## (5) その他投資資産の主要なもの

本投資法人が平成19年12月31日現在保有するその他の投資資産の主要なものは以下のとおりです。

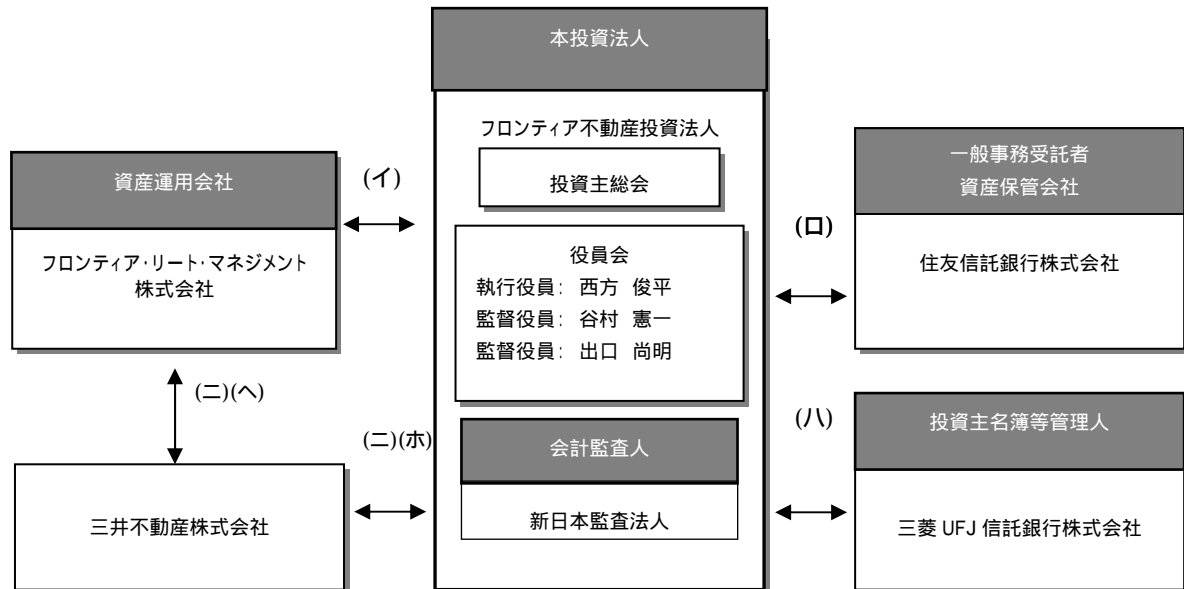
(単位:千円)

種類	銘柄	券面総額	帳簿価額 (注)	未収利息	前払経 過利子	評価額 (注)	評価損益	備考
国債証券	10年利付国債 (259回)	10,000	9,987	42	-	10,234	247	営業保証金として供託しております。
合計		10,000	9,987	42	-	10,234	247	

(注)帳簿価額欄には有価証券簿価を、評価額欄には貸借対照表計上金額を記載しています。

投資法人の関係法人(「1.投資法人の関係法人」の参照資料)

本投資法人の仕組図



- (イ) 資産運用委託契約
- (ロ) 一般事務委託契約 / 資産保管業務委託契約
- (ハ) 一般事務(投資口取扱事務)委託契約
- (二) 優先交渉権付与契約書及び物件売却に関する基本合意書
- (ホ) SC マネジメント基本契約書
- (へ) 不動産等の取得に関するアドバイザリ契約書

本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称、運営上の役割及び関係業務の概要

運営上の役割	名 称	関係業務の概要
投資法人	フロンティア不動産投資法人	規約に基づき、投資主より払い込まれた資金等を、主として不動産等及び不動産対応証券等に投資することにより運用を行います。
資産運用会社	フロンティア・リート・マネジメント株式会社	平成16年5月12日付で本投資法人との間で資産運用委託契約を締結しました。 本資産運用会社は、同契約に基づき、本投資法人の規約及び同規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、資産の運用に係る業務を行います。 資産運用会社に委託された業務の内容は、本投資法人の資産運用に係る業務、本投資法人が行う資金調達に係る業務、本投資法人への報告業務及び その他本投資法人が随時委託する前記から に関連し又は付随する業務です。
一般事務受託者 / 資産保管会社	住友信託銀行株式会社	平成16年5月12日付で本投資法人との間で一般事務委託契約及び資産保管業務委託契約をそれぞれ締結しました。 投信法上の一般事務受託者(ただし、投資法人債に関する事務を除きます。)として、一般事務委託契約に基づき、本投資法人の 計算に関する事務、 会計帳簿の作成に関する事務、 納税に関する事務及び 役員会、投資主総会の運営に関する事務(ただし、投資主総会関係書類の発送、議決権行使書の受理、集計に関する事務を除きます。)等を行います。 また、投信法上の資産保管会社として、資産保管業務委託契約に基づき、本投資法人の保有する資産の保管に係る業務を行います。
投資主名簿等管理人	三菱 UFJ 信託銀行株式会社	平成16年5月12日付で本投資法人との間で一般事務(投資口取扱事務)委託契約を締結しました。 投信法上の一般事務受託者として、同契約に基づき 投資主名簿の作成及び備置きその他投資主名簿に関する事務、 本投資証券の発行に関する事務、 投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務、 投資主からの本投資法人に対する権利行使に関する請求、その他の投資主からの申出の受理に関する事務等を行います。

上記以外の本投資法人の主な関係者

名称	役割及び業務内容
三井不動産株式会社	平成20年2月18日付で本投資法人及び資産運用会社との間で、「優先交渉権付与契約書」、「物件売却に関する基本合意書」を、本投資法人との間で「SCマネジメント基本契約書」を、資産運用会社との間で「不動産等の取得に関するアドバイザー契約書」を締結しました。